

(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 3 月

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1.1 公告の日	1
1.1.2 公告の方法	1
(1) 日刊新聞による公告（別紙1 参照）	1
(2) インターネットによる公告（別紙3 参照）	2
1.1.3 縦覧及び公表の方法	2
(1) 関係自治体庁舎での縦覧	2
(2) インターネットの利用による公表	2
1.1.4 縦覧及び公表期間	3
1.1.5 縦覧者数	3
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
1.2.1 公告の日及び方法	4
1.2.2 開催場所、開催日時及び来場者数	4
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
1.3.1 意見書の提出期間	4
1.3.2 意見書の提出方法	5
1.3.3 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び 事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約1ヶ月間縦覧に供した。

1.1.1 公告の日

令和6年12月10日（火）

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞による公告（別紙1参照）

令和6年12月10日（火）付で、下記日刊紙に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・ 稚内プレス
- ・ 日刊宗谷
- ・ 北海道新聞 旭川北見版

※令和6年12月18日（水）～令和6年12月20日（金）に開催した説明会についての公告を含む

(2) インターネットによる公告（別紙 3 参照）

令和 6 年 3 月 29 日（金）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/165052.html>

- ・稚内市ホームページ

https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/hozenshoene/houhousyo_soyaminami.html

- ・猿払村ホームページ

<https://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00004602.html>

- ・豊富町ホームページ

<https://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/mobile/section/syoutokoukankouka/ufvuj5000000m6rn.html>

- ・ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社ホームページ

<https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/>

1.1.3 縦覧及び公表の方法

関係自治体庁舎の計 8 箇所において縦覧した。また、インターネットの利用により公表した。

(1) 関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課（北海道稚内市末広 4 丁目 2-27）
- ・稚内市庁舎（3 階エネルギー対策課）（北海道稚内市中央 3 丁目 13-15）
- ・稚内市宗谷支所（北海道稚内市宗谷村宗谷）
- ・稚内市沼川支所（北海道稚内市声間村沼川）
- ・稚内市立図書館（北海道稚内市大黒 4 丁目 1-1）
- ・猿払村役場 住民課（北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172-1）
- ・豊富町役場 商工観光課 主幹兼鉦山保安（北海道天塩郡豊富町豊富大通）
- ・豊富町定住支援センター ふらっときた（北海道天塩郡豊富町豊富東 1 条 6 丁目）

(2) インターネットの利用による公表

- ・ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社ホームページ

<https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/>

1.1.4 縦覧及び公表期間

- ・縦覧期間：令和6年12月10日（火）から令和7年1月17日（金）までとした。
（土・日・祝日を除く。）

- ・縦覧時間：いずれも開庁時間に準ずる。

- ・インターネットの利用による公表：令和6年12月10日（火）から令和7年1月17日（金）までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

1.1.5 縦覧者数

縦覧者数は4名であった。

（内訳）

- ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課・・・0名
- ・稚内市庁舎（3階エネルギー対策課）・・・・・・・0名
- ・稚内市宗谷支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・0名
- ・稚内市沼川支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・0名
- ・稚内市立図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・0名
- ・猿払村役場 住民課・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- ・豊富町役場 商工観光課 主幹兼鉦山保安・・・・・・2名
- ・豊富町定住支援センター ふらっときた・・・・・・1名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は1228回であった。

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

1.2.1 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照）

1.2.2 開催場所、開催日時及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所、及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催場所：豊富町定住支援センターふらっときた多目的ホール（北海道天塩郡豊富町豊富東 1 条 6 丁目）
- ・開催日時：令和 6 年 12 月 18 日（水）18 時 00 分～19 時 00 分
- ・来場者数：6 名

- ・開催場所：猿払村役場交流センター（北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町 172-1）
- ・開催日時：令和 6 年 12 月 19 日（木）18 時 00 分～19 時 30 分
- ・来場者数：16 名

- ・開催場所：稚内市生涯学習総合支援センター風ーるわっかない大研修室（北海道稚内市富岡 1 丁目 1-2）
- ・開催日時：令和 6 年 12 月 20 日（金）18 時 00 分～20 時 00 分
- ・来場者数：13 名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

令和 6 年 12 月 10 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金）までとした。

なお、郵送の受付は当日消印まで有効とした。

1.3.2 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙 4 参照）
- ・ENEOS リニューアルブル・エナジー株式会社への書面の郵送

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見の総数は、112 通であった。

第2章 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第8条の規定に基づく、方法書について環境の保全の見地から提出された意見は112件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、意見の概要において個人情報等を含む場合には、適宜伏字等で記載した。

意見書 1

番号	意見の概要	事業者の見解
1	日本自然保護協会は、北海道稚内市、宗谷群猿払村、天塩郡豊富町で計画されている（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業（事業者：ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社、最大270,000kW、基数：最大45基）の環境影響評価方法書（作成委託事業者：株式会社建設環境研究所）に関して、自然環境と生物多様性の保全の観点から意見を述べる。 環境配慮書段階では、事業実施想定区域に国内最大のイトウの産卵河川が含まれているなど自然環境面で国内最大級の問題があった。本アセス図書では、猿払村内での風力発電機設置を基本的に取りやめるなど、一定程度の環境配慮がみられるものの、引き続きイトウの産卵河川への土砂流下が懸念される計画内容である。また、計画地のほぼ全域は土砂流出防備保安林であり、事業実施による自然環境および防災面への影響が懸念されていることから、更なる自然環境面での配慮を図るべきである。	いただいたご意見については、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
2	1. イトウの国内最大の産卵地への影響を引き続き懸念されることから、更なる事業実施内容の改善を図るべき 当協会は、同計画の計画段階環境配慮書に対して、国内最大のイトウの生息河川である猿払川流域を、事業実施想定区域から外すべきであると意見した。それに対し、本アセス図書で示されている風力発電機設置予定地から、猿払村側のエリアは概ね外しており、自然環境への影響の低減が一定程度図られている。一方で、猿払村と豊富町の境界部尾根上への風力発電機設置が引き続き想定されているだけでなく、猿払村側の猿骨川上流域から風力発電機の搬入も想定されている。 本アセス図書のP.314の表6.2-1に記載されている専門家意見では、猿払村側の集水域への影響低減のためには、猿払村側への排水を避け、猿払村側の切土を行わないようにすると良いとしている。しかし、現在の計画では主稜線に風力発電機の設置をする予定であることから、猿払村側の切土は避けられない状況である。また、猿払村側の輸送路として想定されている上猿払村清浜線（道道889号）から標高263mの風力発電設置予定地までの既存の林道は、狭く急勾配である。そのため、建設機材の搬入の際には、林道の改修が必要である。そのため、イトウの繁殖が確認されている猿払村の河川の最上流域で大規模な工事が予想され、森林の伐採および、土地の改変が行われることで、イトウの産卵河川への継続的かつ長期的な土砂の流入などが懸念され、イトウの卵や仔魚の死滅などが危惧される。このようなことから、対象事業実施区域から猿骨川上流域を完全に外すべきである。 また、猿骨川上流域と同様にイトウの生息河川である声問川も輸送路の改変の可能性がある範囲に含まれており、本アセス図書図7.2-12の配慮書・方法書における事業区	1. 本事業では、現地調査の結果をもとに適切に影響の回避・低減をはかるため、風力発電機の配置や利用の可能性が残る経路を複数設定しております。したがって、風力発電機の配置検討区域や輸送路の改変が想定される区域は、今後の環境影響評価の結果、地権者及び地元自治体等との協議結果等を踏まえ、適切に設定することとしており、全ての区域・経路を改変する予定はございません。なお、猿払村の輸送路として想定している上猿払村清浜線（道道889号）からアクセスする輸送路につきましては、水道水源やイトウへの影響の予測を行い、影響を十分に回避・低減することが難しいと判断された際には、輸送路としての活用を再検討する等、適切に対応する予定です。 また、イトウの生息河川への影響につきましては、今後実施する調査とスクリーニング調査の2カ年の結果を踏まえて、事業検討を行うとともに、イトウの遡上の有無に関わらず、水の濁りについて調査、予測及び評価を行い、可能な限り直接的な改変の回避や濁水対策等の環境保全措置を講じることで、河川水質及び水生生物全般への重大な影響は回避できるものと考えております。

	域の検討フローでは、「繁殖遡上が多く見られた河川の水系の集水域を除外」とある。表 7.2-3 で示されているように、本事業による 2024 年春の調査によれば、声間川ではイトウの遡上個体が確認されていないが、過去、声間川でのイトウの生息が確認されており、イトウの遡上傾向は毎年一定でないという専門家意見からも、ワンシーズンの調査結果だけで声間川がイトウの生息河川でないと断定することは時期尚早であり、イトウへの影響は、複数年の調査結果により、慎重に判断すべきである。	
3	2. 鳥類への累積的影響を正しく評価するために調査方法を見直すべきである 当協会は、これまでに計画段階環境配慮書に関する意見として、事業実施想定区域周辺は、オオワシやオジロワシ等の海ワシ類およびノスリの渡りのルートにあたるため、自然環境面の懸念があると意見を述べた。それに対し、本アセス図書の図 4.1-9 に示されているように、検討対象エリアの絞り込みが行われ、鳥類への環境配慮が一定程度なされている。 一方で、本アセス図書で示されている渡り鳥の調査方法では、渡りの状況把握は不可能である。表 6.2-12(動物に係る調査内容の詳細(2/3))に、渡り鳥の調査方法が示されているが、調査は 1 期のみで、希少猛禽類の調査中に、毎月 3 日間連続で、渡りの時期の渡り鳥の状況を記録としている。このように希少猛禽類の調査と同時並行で実施した渡り鳥の調査では、正確に渡り鳥の数や種類、飛翔ルートを把握することは困難である。また、表 6.2-1 の鳥類の専門家は、渡りのピーク 2 期で調査を行うことが望ましいと指摘しており、年変動があることや 3 日では渡りピーク時に調査を実施することが難しいことから、1 期だけの調査では正確な渡りの状況把握は困難である。こうしたことから、猛禽類の調査とは別に、渡り鳥に特化した調査を、最低 2 期実施すべきである。また、ピーク期間を十分に捕捉するためにも、最低連続した 5 日間以上実施すべきである。	2. 風力発電事業における渡り鳥への影響については、自然環境保全の観点からも事業実施上重要な課題と認識しております。渡り鳥の調査については、専門家の指導・助言を得ながら、今後の現地調査を適切に実施し、鳥類への影響を予測及び評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するように努めてまいります。
4	3. 本事業予定地のほぼ全域が、国有林の土砂流出防備保安林であることから、事業実施は慎重に判断すべきである 北海道は 2024 年 11 月に「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」を発表しており、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域へ貢献する脱炭素化促進事業に関する基準を定めている。この基準の中では、風力発電施設の利活用の促進区域に含める区域として、保安林は適切でないことが示されている。本事業計画地全域は国有林の保安林であることから、風力発電施設の導入を促進すべきではない区域に該当する。 特に、本事業の事業実施想定区域の大部分は、土砂流出の著しい地域などにおいて土砂流出を防止する目的の土砂流出防備保安林に指定されている。これらの保安林を解除し広範囲に土地の改変を行うことは、長期間にわたる下流域への土砂流出によって、河川環境の悪化を引き起こすことが容易に予想される。このような状況からも本事業の実施は、特段の慎重さで判断すべきである。	3. 保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。 また、風力発電機の配置位置、既存林道の拡幅を検討する際には、林野庁の定める技術基準にしたがって設計・施工を行うとともに、工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。

意見書 2

番号	意見の概要	事業者の見解
1	①住居からの距離が近過ぎます。最新のガイダンスでは2km 隔離が妥当であると言われています。騒音は 20km 届くというデータもあります。事業前と事業稼働後の住民の健康状態を継続的に調査する必要があります。以下引用ですが重大な影響を回避又は低減されるとは考えられません。「表 4.1-5 配慮書段階における評価結果からの変更点(1/2)」「予測の結果、事業実施想定区域及びその周囲2.0km の範囲には住宅等が 256 戸、医療機関が 1 箇所存在し、これらの住居及び医療機関では、事業設置位置(予定)は、配慮書の実施により影響を受ける可能性があると予測された。ただし、現状の離隔においても住居及び配慮が特に必要な施設では区域内に分布し、且つ住居か 1.0km 以上の離隔が確保されていること、さらに事業実施想定区域は広めに設定しており、今後の環境影響評価の結果を踏まえ、発電機の配置を検討ことから、配慮書段階に検討する余地を確保していることから、「方法書以降の手続等において留意する評価結果から影響は低減する事項」を行うことにより、住居施設等への重大な影響を回避又は低減されたと考えられる」	①風力発電所が発する低周波音について、風力発電施設から発生する音と健康被害の関係に関する国内外での様々な研究が進められており、その結果を取りまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(環境省)」にて、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。低周波・超低周波音による影響については上記のとおり報告されておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。また、その結果は準備書において定量的にお示しします。
2	②ブレードの先は時速 200km 以上になりどのような材質であっても鳥類にとっては凶器になります。対策を具体的にお願いします。	②風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全のうえで事業実施上重要な課題と認識しております。今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握したうえで、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測及び評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
3	③将来の現況復帰義務があります。丘陵部を 20m 近く基礎を掘ることになり、切土・盛り土による環境破壊の可能性もあります。また落雷・火災・台風などの対策も環境汚染になるにもかかわらず全く考慮されていません。具体的に費用の積立と対策が環境保全のために必要になります。	③原状回復の方法につきましては、今後の地権者等との協議内容を踏まえつつ、事業終了時の関係法令、技術基準や地権者等との協議内容に基づき決定してまいります。事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 3

番号	意見の概要	事業者の見解
1	北海道の大自然を破壊することは、自然破壊だけに止まらず、日本人の魂の破壊でもある。これ以上、人間のエゴで大自然を破壊してはならない。その自然破壊は、必ず人間の社会に大きな自然災害となって返ってくる。今の地球環境を見れば、火を見るよりも明らかである。自然を破壊する宗谷丘陵南風力発電所事業は、絶対に阻止しなければならない！！	ご意見ありがとうございました。事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。

意見書 4

番号	意見の概要	事業者の見解
1	環境保全の見地から意見を以下の通り述べます。 ○方法書 p.2-34,35 の表 2.2-8 及び図 2.2-12 等について、さすがに調べがたりないのでしょうか？ 手続き完了又は評価書段階と区別している No.4~9 の事業について、No.6 の(仮称)芦川風力発電所の南側 15 基を除いて、いずれも本方法書が公表された 2024 年 12 月の半年以上も前に運開しています。少々インターネット検索すれば分かる話で、特に No.5 や 8 なんて貴社の改定想定範囲の目と鼻の先ですよ。"既に風力発電機が設置されている場合がある"とされている事業が、方法書公表の 1,2 か月前に運開した事業についてなら理解できますが、さすがにこんな簡単なことを調べてなさすぎるでしょう。自分たちの事業地の近くの事業・地域にここまで関心がない事業者は、適切な環境アセスメントや真摯な事業実施が可能なのかと、疑念を抱かざるを得ません。建てたら「後は知りません」になってしまうのではないのでしょうか。あるいは、実は事業を行う意思がもうないのではないのでしょうか。	○公表資料である「環境アセスメントデータベース(EADAS)」、「発電所環境アセスメント情報」、「環境影響評価情報支援ネットワーク」等の令和 6 年 7 月 1 日時点での情報を掲載しており、一部で現在の他の風力事業の進捗状況と異なっています。今後公表資料の情報から近隣の風力発電事業の状況を適宜更新していきます。
2	○方法書 p.2-35 について、方法書の段階まで来ているのに、株式会社ユーラスエナジーホールディングス(以下、ユーラス社)が進める計画地((仮称)宗谷管内風力発電事業)と重なっていますが、調査等はどうなっているのでしょうか？ 計画地そのものが重複していることで、地元や自然環境へ影響が出ないか懸念されます。あるいは、片方の計画がとん挫したり、両方共倒れになったりしないかとも思います。 くわえて、方法書で述べられているように、今後一部重複する地点(あるいはごく近隣地点)で調査や影響予測、評価を行うならば、両社で共同して一度同じタイミングで実施するのが周辺住民の皆さまにとっても自然環境にとっても、より負担をかけないやり方ではないのでしょうか？ 調査員の人手不足緩和や、調査結果及び予測評価の精度確保の観点を考えても、共同的・画一的に行うのが合理的です。また、両社での共同した調査、予測及び評価とすることで、既にユーラス社のグループ会社(合同会社道北風力)が運開あるいは計画・手続き・建設中の道北エリアの風車についても情報を収集・共有しやすくなり、それらとの累積的な環境影響についてより精度高く調査、予測及び評価可能になります。一体的な環境保全措置の検討・実施にも期待できます。この意見は、経済産業省や北海道庁等にも集約され報告され図書にも掲載されるはずですので敢えて書きますが、風力発電の累積的環境影響等が問題となっている現状を踏まえて、この点について行政からの指導力・調整力も望まれるところではないのでしょうか。 これからの観点での工夫や調整経過等が本方法書において全く述べられていないのは残念ですし、下線部のような工夫や調整は、先行しているユーラス社の計画が進んでしまう前になされるべきです。未着手であれば是非とも速やかに取り組んでいただきたいです。 ※なお、ユーラス社の計画を支持している立場ではないことを念のため表明しておきます。貴社の計画・手続きがたまたまユーラス社の後発であり、意見を表明できるタイミングに方法書を拝読できたため、こちらで述べているに過ぎません。せっかく再生可能エネルギーで社会に貢献されるのであれば、貴社及びユーラス社ともに大局的な見地に立って環境保全にも適切に取り組んでいただくことを強く望みます。	○本事業地の近隣で計画中の風力発電事業との累積的影響につきましては、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。

3	○p.3-26 の表 3.1-14 の動物についての重要な種の選定基準が正しいのであれば選定基準 G の“R”というカテゴリーは含まれていないはずですが、p.3-27 の表 3.1-15 等の選定基準 G の中に“R”のカテゴリーが記載されています。どちらを信じれば良いのでしょうか？重要な種について網羅できているか不安になります。	○ご指摘いただきました箇所については、方法書 p.3-27 の表 3.1-15 等の重要な種の選定基準 G 列が誤っておりました。今後、正しい内容に修正いたします。
4	○p.3-85 の図 3.2-1 (1) 等)に示される保安林に関連して、配慮書において経済産業大臣に指摘された「水源かん養保安林」や「土砂流出防備保安林」はどの程度対象事業実施区域に含まれているのでしょうか？保安林の種類を読み飛ばしていたら申し訳ないのですが、明示されているべきと考えます。 また、p.2-22 図 2.2-7 でせつかく水道水源の集水域を区域から極力除外したりする努力をされているのに、これらの種類の保安林を多く改変してしまえば、水源や土砂流出に悪影響が及ぶ可能性があります。これらの保安林の機能や設定されている意義を踏まえれば、地域の安全やイトウ等の水生生物への影響回避の観点からも、これらの機能を有する保安林の改変を避けるか、改変する場合には環境保全措置に加えて同様の機能を改変範囲周辺に付与する等の方策を講じる必要があります。準備書等でその内容が具体化されて、一般にもその内容の説明や是非を問う機会が適切に設けられることを望みます。	○保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが大前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。 また、風力発電機の配置位置、既存林道の幅を検討する際には、林野庁の定める技術基準にしたがって設計・施工を行うとともに、工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。
5	○6.1.3 章に関連して、既設の事業や、既に運開している”手続完了”の事業について、累積的影響を予測・評価できるように情報収集に努めてください。重ねてになりますが、本方法書時点で事業地が重複している(仮称)宗谷管内風力発電事業について、ユース社との調整が発生するでしょうか、そこを契機にお互いに情報交換し合いながら一緒に環境影響を回避・低減できるよう努めてください。 稚内市周辺の道北エリアには風力発電が林立しているので、周辺他事業の事業者も含め、自社の風力発電単体での影響がなければ良いという姿勢ではなく、一緒に環境影響を回避・低減する姿勢を見せていただきたいです。 以上	○本事業地の近隣で計画中の風力発電事業との累積的影響につきましては、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。

意見書 5

番号	意見の概要	事業者の見解
1	私はこの素晴らしい自然豊かな北海道を愛している道民の一人としてこの風力発電事業に反対しています。この宗谷丘陵の素晴らしい山々をけずって誰が喜ぶのでしょうか。動物は住み家を追われて行く所もなく町に出てきてしまう。鹿も熊も鳥も人間だけが生態系の頂点にいてその決定をできる力を持つ今のこの世の中世界のグローバリズムの渦の中今だけ、金だけ自分だけの一部の人たちのお金儲けの道具にされる末端の生活者、動物たち本当にこの事業が私たち道民にとって必要ですか？この工事で絶滅危惧種の「イトウ」が生きていけなくなる！！壊してからではもう元には戻れないのです！！風力発電による低周波(風車病)の問題も不安しかありませんどうか道民、市民の声に耳を傾けて頂き即刻中止の決定をお願いします	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 6

番号	意見の概要	事業者の見解
1	稚内では、風車が増えてきてとみに、酪農地域などに熊の出没が増えてきて、鹿に至っては、市街地にも頻繁に出てくるようになってきているとのこと。そもそも野生動物が住処の丘陵地帯に安住することが出来なくなっているとのことではないか指摘がある。 昨年 9 月に公表された貴社の事業想定区域内にイトウの産卵床が確認されている猿払川水系が含まれていたため、猿払川水系を除外、風車も 59 基から 45 基に減らしたとの報道がされている。社会的にも波紋を広げたと認識している。 人間は、自然のことをまだまだ解明できていない部分があり、認知できる自然への影響だけではないし、自然に対しては謙虚さが必要ではないだろうか。この自然への影響について「因果関係を照明できない」との判断で、果たして大丈夫だろうか。過去にもいくつもの、公害訴訟や薬害訴訟がなされてから、長い年月をかけて戦っている。これから、宗谷丘陵のかなり広い範囲を風力発電所が設置されることによって、自然環境にかなりの影響を及ぼすことが懸念されるので、全般に計画の再考を求めたい。	本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。ヒグマ・エゾシカについては地域でどのぐらい生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。 本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。

意見書 7

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然豊かな北海道の大地は、我々が祖先より受け継いだ大切な資源です。風力発電はそれらの資源を現代の文明社会に必要なエネルギーへと転換する装置として、必要である側面があるのも事実ですが、様々な健康被害生活への被害が出ているのも事実です。 私は昨年宗谷地方へ旅行に行きましたが、あの大自然の中で風車の存在はなじみません。景観は完全に損なわれている状況です。宗谷地方における重要な産業である酪農業、サービス業へ多大な影響を及ぼす、風力発電はこれ以上不要です。 ぜひとも宗谷丘陵南風力発電事業に関して計画の撤回をご検討願います。	方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 風力発電所が発する低周波音について、風力発電施設から発生する音と健康被害の関係に関する国内外での様々な研究が進められており、その結果を取りまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（環境省）」にて、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。低周波・超低周波音による影響については上記のとおり報告されておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準

		備書において定量的にお示しします。景観への影響につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果をもとに、地域住民や自治体の意見等もいただきつつ、必要に応じて環境保全措置も検討することで、皆さまのご理解を得られるように事業計画の策定に努めていく方針です。 関係自治体の基幹産業である酪農や、漁業、自然環境をはじめとする観光資源は弊社としても重要と考えております。今後、近隣にお住いの地域住民の方との対話を重ねさせていただき、事業に対するご理解を得ながら、より良いかわり方を模索してまいります。
--	--	--

意見書 8

番号	意見の概要	事業者の見解
1	巨大風車 45 基(191m)加えて宗谷管内 420 基の計画に反対します。 ①風力発電により風力が風下だと約 50%減少し、樹木は育たなくなり地面の湿度にも影響します。 ②渡り鳥などがプロペラにあたり羽根がちぎれ多くの渡り鳥が死にます。 ③発電時に発生する低周波が人体及び動植物などに影響します。 ④その他設置に関して土砂崩れなど建設に伴う自然破壊。 以上①②③④の想定される影響を国立環境研究所などで調査し公表すること。 風が強すぎたり弱すぎたりして風力発電ができない場合の代替電力はどうするのか？ 設置費用及びメンテナンスに必要な費用は化石燃料と比べコストがどのようになるのか？ 巨大風車は国内メーカーで製造し外国資本のメーカーは使用しない事。 (外国資本だとメンテナンス費用は莫大になり、もしメンテナンス部品がメーカーに倒産および政治的理由で手に入らなくなる可能性もある為) ※長い年月をかけて形成した自然を壊して建設すると二度と戻すことはできません。本当に人間社会の為になるのでしょうか？	方法書第 2 章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用を考慮しており、必要なメンテナンスコストも含めて本事業は弊社として十分に経済性を見込め、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 9

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電事業は自然環境を破壊する影響が計り知れないと考えます。 例えば二酸化炭素を吸収する森林が伐採され、山の尾根が削られ、幅広い作業道路が建設され山の地形が変わってしまい2度と元には戻せなくなります。 他にも「イトウ」絶滅の危険を高めたり、周辺生息動物の生息地を破壊しバードストライクの被害も懸念されます。ヒグマの出没も増加します。 私たちが住む、この雄大な自然を、かけがえのない北海道の財産と考えます。 子どもたち孫たち、未来の世代へ守り伝えていく責任が私たちにはあると考えます。 計画をすすめておられる立場の方も今一度ご自身のご子孫のことを考え直してみてください。同じ人間なら、この計画事業の危険に気づかれることでしょう。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえうえて、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 10

番号	意見の概要	事業者の見解
1	環境を破壊してまで、また昨今電気料金が下がるどころか、これからも電気料金が上がることが十分に推察されているにもかかわらず、これ以上無駄に税金を投じることは国民の意を無視していることになる。だれ一人笑顔になれないだろう。 美しい日本の自然環境をこれ以上犯したくない。意味のない風力発電事業などは断固反対です。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家からの助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 電気料金の増額は、①燃料費高騰、②原発の長期停止、③火力の休廃止、④再エネ賦課金、⑤系統設備の新設・更新に伴う託送料金の増加等が要因と考えられ、再生可能エネルギーが普及することのみが原因ではありません。また、再生可能エネルギーを導入することによって、日本のエネルギー自給率が上がり、①の影響を緩和できると考えております。

意見書 11

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵のみならず、人の寿命よりはるかに長い年月をかけて育んできた北海道の大自然をむやみに壊して良いものではないと考えます。人や動物、地域を守り酸素を生み出している大自然は後世に繋いでいくべき日本の大切な財産です。 これからのエネルギーは既得権益が絡まないフリーエネルギーの開発や、廃棄物などを再利用する循環型エネルギーの開発に力を注いでいただく事を望みます。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 12

番号	意見の概要	事業者の見解
1	下記のネット動画を視聴してあらためて問題の大きさを知った。 議員直撃！北海道が抱えている省エネ問題について質問した。●●釧路市会議員、●●稚内市議会議員。釧路渥源メガソーラーこれからどうなる？宗谷丘陵の景観を後世に残せるのか？ YouTube●●●●●●●●●●●●●●●● 私は都内と北海道道東と2ヵ所居住をしています。50年100年の先を見て動く必要を感じます。火力発電の技術(CO₂をなくす)のこと初めて知りました。何万年もかけてできた自然を目先の政治でなくしている現状を広く知って欲しいです。	ご意見ありがとうございました。

意見書 13

番号	意見の概要	事業者の見解
1	請け負っているのがこの会社かと思えばエネオスだったとは正直がっかりです。風力発電は再生可能エネルギーどころか自然環境を破壊しています。山を削ることのどこが再生エネなのでしょうか。山の中に住んでいる人はあまりいないと思いますが、動物達は違います。自分たちの利益を考えるのではなく動物たちの住処があることをお忘れなく。ニュースでクマが人里までおりてくる騒動を何度も見ましたが、その周りを調べると発電所だらけです。それに絶滅危惧種が生息している地域で強力な電磁波を発生させたりしたら動物たちは生きていけません。それに健康被害も少なくありません。 私の親戚の地元に10年前までなかったものが数年前久しぶりに行った時に何本もあり、それを見てどう思ったか。美しかった思い出を汚された気持ちになり、とても不愉快な気持ちになりました。 北海道の大自然に人工物は不要です。風力発電は日本のように狭く、平坦な地形が少ないところに向いていないと思います。そもそも日本に風力発電は向いていません。最後まで読んで下さりありがとうございました。子供や孫たちにとって自分がした選択が正しかったのか責任ある選択を熟考ください。よろしく願いいたします。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 実際に改変する面積は、方法書に記載の3,600haのうち一部です。次の準備書段階でより具体的な改変区域をお示いたします。まずは、今回お示した手法に対して、北海道や経済産業省の審査を受け、専門家の意見を踏まえた調査を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図れるように事業計画の熟

		度を高めてまいります。 事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。
--	--	--

意見書 14

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電は自然エネルギーの活用と言うが、数万年もの年月をかけて形成された大自然を破壊し、そこに生息する動植物たちの生息地を脅かすことは本末転倒である。これ以上、すばらしい北海道の自然を壊さないでほしい。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 15

番号	意見の概要	事業者の見解
1	クリーンエネルギー推進の名の下、日本では再エネ賦課金という国民の可処分取得を圧迫する見えない増税が行われている。国民生活が苦しい中、政府や企業の利権、利益のために北海道の大自然を破壊する行為は愚策としか言いようがない。何万年もかけて形成された北海道の自然を守り続けることは、我々今を生きる世代しかできない。企業である以上、いつかは事業から撤退するときがあると思うが、その時に破壊した自然を責任を持って元に戻すことはできるのか甚だ疑問である。このような意見書を広く聴取することはよいことではあるが、計画立案された段階で、実施ありきであることは、企業であれば当然かと思う。しかしながら、今この事業をすすめることが、北海道や日本の自然を破壊し、将来の世代に大きな負の遺産を残すことが如何に情けないことであるかを認識していただきたい。本計画は中止が妥当である。	電気料金の増額は、①燃料費高騰、②原発の長期停止、③火力の休廃止、④再エネ賦課金、⑤系統設備の新設・更新に伴う託送料金の増加等が要因と考えられ、再生可能エネルギーが普及することのみが原因ではありません。また、再生可能エネルギーを導入することによって、日本のエネルギー自給率が上がり、①の影響を緩和できると考えております。本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 16

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然豊かな北海道。先人達が厳しい環境と闘いながら開拓してくれた大地をこれ以上自然破壊しないで下さい。 自然破壊されている中、多岐に渡り色々な問題が有ります。食べ物が無くなった、熊や鹿が住宅地に降りてきて熊が多数駆除（殺処分）されてしまっています。東京ドーム800個分の風力発電を宗谷にと計画されているそうですが。 風力発電の影響は絶滅危惧種のイトウが絶滅してしまうだけで無く現在以上に熊が住宅地に降りて行ってしまう事にもなり風力発電から出る低周波（電磁波）は近隣に住む方達の睡眠障害、体調不良にも繋がります。 北海道の豊かな自然を子供や孫達に受け継いで行く為にも宗谷丘陵南風力発電事業に断固反対致します。	本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。ヒグマ・エゾシカについては地域でどのぐらい生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。 実際に改変する面積は、方法書に記載の3,600haのうち一部です。次の準備書段階でより具体的な改変区域をお示しいたします。まずは、今回お示した手法に対して、北海道や経済産業省の審査を受け、専門家の意見を踏まえた調査を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図れるように事業計画の熟度を高めてまいります。 本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。 風力発電所が発する低周波音について、風

		力発電施設から発生する音と健康被害の関係に関する国内外での様々な研究が進められており、その結果を取りまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（環境省）」にて、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。低周波・超低周波音による影響については上記のとおり報告されておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。また、その結果は準備書において定量的にお示しします。
--	--	---

意見書 17

番号	意見の概要	事業者の見解
1	現時点で、すでに自然破壊や環境汚染、破壊などの影響で非常に大きな問題が地球環境で起こっており、それもうき止めることもできない状況であるにもかかわらず、さらにまた様々な問題が懸念されているにもかかわらず、大規模な計画がされていると驚くばかりです。 地球は、人間だけのものではありません。人間が都合の良い様に好き勝手にやっていくことが、どれ程の問題を生み出すことになるか、私達の生活ではなく私権に重点が置かれていることも看過できません。バタフライエフェクトどころの話ではありません。 これ以上、貴重な大自然を破壊するのはやめて下さい。地球に生きる全てのものに多大な影響を与えることは、非常に愚かな行為です。絶対に反対です。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 18

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然の大切さ恵を感じ、意見します。1 本の木が育つのに 20 年かかると聞きます。ましてや森林をつくるには何十年かかるのでしょうか。生態系も変わってきます。植物、動物、人のために森林を残して下さい。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 19

番号	意見の概要	事業者の見解
1	■環境影響評価図書の縦覧 ・周知方法 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、関係機関のホームページ上で掲載されていますが、依然として住民の認知度は低いままです。このため、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう努力をすべきです。 ・閲覧方法 貴社の環境影響評価図書の縦覧場所は土日祝開館されている場所が含まれますが、公開日にも土日祝を含むべきです。インターネットによる閲覧ではダウンロードや印刷ができません。数百ページの図書を縦覧場所、またはパソコン等で閲覧しながら意見書を作成することは難しく、縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合して実態を確認することもできません。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを誰でもいつでも精査可能にすることが重要です。このため、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にすることに加えて、インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすることにより、環境影響評価の透明性と公平性を確保したうえで、地域住民との合意形成を図ることが重要です。	■環境影響評価図書の縦覧 準備書手続き以降、より皆様に認知いただける方法で可能な限り周知することを検討してまいります。また、アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用のおそれがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。地元住民からご要望があった際に図書の貸し出しや、縦覧期間延長を行った実績はあり、相互理解促進のため、地域住民からのご要望やご意見を確認したうえで対応について検討していきたいと考えております。
2	■水質調査 事業区域は豊富町・猿払村・稚内市の分水嶺上含むため、豊富町や稚内市の河川だけでなく、猿払村への影響が及ぶことが予測されます。このため、水質への影響は工事時期だけでなく、作業道や改変場所から雨水や土砂が流れ込むことにより供用後にも影響することが懸念されます。従って、環境影響評価法の対象の有無にかかわらず、供用後の水質への影響を調査項目に追加すべきです。事業区域は絶滅危惧種のイトウや漁業資源であるサクラマス・サケ・カラフトマスなどの産卵河川となっているため、それぞれの魚類の産卵期・稚魚の降下時期のそれぞれ平水時・降水時に水質調査を行うべきです。上記の魚類への影響が懸念されるため、調査項目は流量とSSだけでなく、最低限 pH、DO、BOD を追加すべきです。	■水質調査 水の濁りについては、土地の造成等の工事実施時に影響が想定されることから、調査、予測及び評価項目として選定しました。工事実施後においては、緑化や碎石の敷設等を行う予定であり、一般的にも供用後の水の濁りの影響は小さいものと考えられることから、環境影響評価項目として選定しておりません。また、土地の改変は最小限にとどめるとともに、森林管理署等と協議を行い極力影響の小さい事業計画を検討します。魚類の繁殖時期を考慮した水質調査につきましては、各季節の調査及び出水期調査で現況を把握できるものと考えております。また、本事業により想定される水質への影響としては工事中の水の濁りが考えられます。水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)については、大きく変化させる要因は無いと考えられることから、これらの項目の調査は行わず、浮遊物質質量(SS)、流量、土壌の調査を行います。
3	■哺乳類 事業区域の豊富町と猿払村との分水嶺に改変されていない自然環境がありますが、その南部に哺乳類調査地点がありません。作業道を通してのアライグマなどの外来種やエゾシカなど分布拡大が在来の動物や植生に影響を及ぼす可能性があるため、調査地点を設けたセンサーカメラ等の調査を行うべきです。	■哺乳類 哺乳類の調査地点については、専門家の助言もいただきながら事業地内の代表的な植生を網羅するように地点を設定しており、当該地域の哺乳類相を適切に把握できるものと考えております。

4	■鳥類 ・猛禽類・渡り鳥調査 事業区域の豊富町と猿払村との分水嶺の中南部は上空の可視範囲から外れているため、調査地点を設けるべきです。 ・夜間鳥類調査 ガン・ハクチョウ類、小鳥類は目視が難しい夜間に渡ることが多いため、レーダー調査を春と秋に実施し、渡り状況を把握すべきです。 ・タンチョウ サロベツで繁殖するタンチョウは 11 月に豊富町から浜頓別に移動して道東の越冬地に向かい 3 月に道東の越冬地から浜頓別を経由し、豊富町に戻ってくることがわかっているため、タンチョウの調査を追加し、渡り状況を把握すべきです。	■鳥類 猛禽類・渡り鳥調査の視野図は上空が見える範囲を 3km として作成しておりますが、大型の鳥類(猛禽類、ガン・カモ類)は図に示す可視領域よりも広範囲で確認できると想定しております。今後調査を行っていく中で猛禽類・渡り鳥の確認に偏りがみられた場合は、専門家の助言をいただきながら必要に応じて補正を行う等、適切に対応いたします。 レーダー調査は見通しの良い適地がないため、渡り鳥の確認状況を踏まえ、調査範囲を広げ実施適地を検討いたします。 タンチョウについては、既存文献等を踏まえると、対象事業実施区域内に繁殖地が存在する可能性は低いと考えておりますが、対象事業実施区域内を移動する可能性もあり、今後の渡り鳥調査等において生息状況を適切に把握いたします。
5	■航空障害灯による誘引 風力発電機設置に伴う航空障害灯により夜行性の昆虫や鳥類、コウモリ類が誘引される可能性があるため、風力発電設置検討範囲に複数の地点を設置し、同様の光を当てた場合の誘引による影響を調査すべきです。	■航空障害灯による誘引 風力発電機設置に伴う航空障害灯については、昆虫類を誘引しにくいとされる LED の採用を予定しております。そのため、捕食者である鳥類やコウモリ類の誘引も抑制できるものと考えております。
6	■魚類 事業区域の河川にはイトウだけでなく、サクラマス・サケ・カラフトマスなどの漁業資源やカジカ類などの重要種が生息している可能性があり、またサクラマス等が淵に潜んでいる可能性があります。このため、それぞれの河川でイトウ調査だけでなく、電気ショッカーによる捕獲を含めた方法で魚類相調査を実施すべきです。イトウと漁業資源種は、それぞれ産卵期・稚魚降下期に調査を実施すべきです。	■魚類 本事業では魚類相の把握として環境 DNA (メタバーコーディング解析)を予定しております。環境 DNA 調査は環境・個体への攪乱がなく、調査地点の上流側の広い範囲に生息する種を網羅的に把握できるほか、北川ら(2020)から任意採捕と同等の精度で魚類相の把握ができることが知られていることから、調査手法として妥当であると考えております。 ・環境省自然環境局生物多様性センター(2024)「環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の手引き(淡水魚類・両生類) 第 1 版」 ・北川 哲郎, 村岡 敬子, 山田 拓也, 中村 圭吾 (2020) 河川水辺の国勢調査(魚類)における環境 DNA メタバーコーディング解析の試行事例分析. 河川技術論文集, 26:319-324.

7	■景観 春夏秋冬の季節ごとに視界がよい天気の日を選び調査を実施すべきです。 ・景観に対する影響評価手法 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは相応しくありません。この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は評価しないという判断基準は、ブレード回転する範囲が球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、累積的な水平見込み角を評価基準とすべきです。また風車の景観的评价は人の考え方に大きく依存することが明らかになっています(道北で増える風力発電について考える(2021/12/12 松島肇氏の講演内容より https://www.youtube.com/watch?v=Hmam99vbH4w)。このため、自然保護団体、景観に対して敏感で影響を強く受ける地元在住で日頃から風車を眺める場所に住む人、各種自然関連施設の利用客から意見を聞いて影響を判断することも重要です。	■景観 本事業で調査の対象となる主要な眺望点では、いずれの地点も周辺環境や場所の特性から、各季節における眺望景観の変化は軽微であると考えられることから、景観の変化が最も顕著となる着葉季・落葉期の2季を選定しました。また、撮影日の天候については、コントラストが最大となる晴天日の昼間に実施する予定です。
8	■地域協議会の設置 これらの環境影響評価の情報を地域の利害関係者が参加する開かれた場で共有し意見を述べることのできる協議会を定期的に開催すべきです。	■地域協議会の設置 令和6年12月～令和7年2月に環境影響評価法に定められた説明会及び地元の地区を対象とした法定外の説明会を開催し、本事業についてご理解が得られるように努めました。今後も適宜対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、今後も引き続き、皆様のご理解を得られるように努めます。

意見書 20

番号	意見の概要	事業者の見解
1	北海道の屋根にこんな風車いらぬ。これから20数年しかもたない風車終わったあと、ちゃんと撤去されるのか。終費はちゃんと見積りされているのか。建つことになったら、ちゃんと終費込みでやること。でも自然はもとにはもどらない。反対。 SNSでも風車の件、反対している方々多いです。自然はかいそのものです。省エネ対策とは、かけはなれたシステム、山をけずったらもとにはもどりません。汚染されるだけです。反対。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。撤去の方法(リブレースの有無、廃棄物の処理方法や原状回復の方法)につきましては、今後の地権者等との協議内容を踏まえつつ、事業終了時の関係法

		令、技術基準や地権者等との協議内容に基づき決定してまいります。 事業期間は地権者及び地元住民との合意形成が図れた場合は、それ以降も風車設備の耐用年数も考慮した時期に建替え、事業を継続することを検討しております。
--	--	---

意見書 21

番号	意見の概要	事業者の見解
1	貴社の事業計画に反対の意を申します。 どう考えましても人動植物への影響に対する調査、対策、対処が不十分であるのに先走り建設設置してしまうようなことはなさらずに。 予定されている場所は、長い長い年月をかけて形成された大自然の中です。人間は、それを一瞬で破壊出来てしまうという恐ろしい手を持っていることに気付かれて下さい。 人口が減り町が徐々になくなりつつある北海道。でもそこはやがてまた自然に還りはじめるのです。これ以上北海道にはこの様な事業の建築物は不要です。どうぞこれを読まれた方お 1 人の心に豊かな自然に癒され生かされている事に気付かれますように。	本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 22

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵南風力発電業に反対します。 この地域は以前に立てた風力発電事業から水害が起きたり山林が少なくなりました。それは自然環境が悪くなったのが理由になると思います。これ以上の宗谷丘陵や地域には風力発電業はいりません。健康に悪く暮らすくらい地域になって外国資本に買われてしまうのではないかと不安があります。この地域は風が強く木さえも低くしか大きくなれません。これ以上の環境が悪くなるのを見たくはありません。美しい所です環境を壊さないで下さい。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家からの助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 23

番号	意見の概要	事業者の見解
1	沢山の自然を壊してまで続けて拡大していく事は辞めて頂きたいです。風力発電を設置した所で電気代の高騰は止まらず、動物達が森から追い出され森林伐採に寄る災害時の影響は細かく言うまでもなく起こる可能性があり、何一つ良い結果等ありません。 雄大な美しい北海道の景観が崩されていく事にも強い憤りを感じています。 エネルギー量を減らしてでも人間、動物、植物、自然が共存していく事を考えていって良い時なのではないでしょうか？！豊かさはエネルギーだけではありません。 当面は火力に頼りながら、ゆくゆくは水素に変わっていくという案も出ています。自然に少しでも良い案で考えていけたらと願っています。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 電気料金の増額は、①燃料費高騰、②原発の長期停止、③火力の休廃止、④再エネ賦課金、⑤系統設備の新設・更新に伴う託送料金の増加等が要因と考えられ、再生可能エネルギーが普及することのみが原因ではあり

		ません。また、再生可能エネルギーを導入することによって、日本のエネルギー自給率が上がり、①の影響を緩和できると考えております。
--	--	---

意見書 24

番号	意見の概要	事業者の見解
1	まずわ反対です。北海道は今あちこちで動物が出没中です。特に最近でわクマが多いです。動物のための山林でも有りますが私達の山林でも有ります。もちろん海も一緒です。 自然を崩すと人間にも影響が出て来ます。なので山林は林業の方々だけに維持してもらいたいです。SDGs 持続可能なって不可能です。利権に目がくらむことはやめて下さい。税金を無駄にしないで下さい。子供達の負の遺産をのこさないで下さい。環境破壊しないで下さい、風力発電絶対反対！	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 25

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵の森林を伐採し、巨大なコンクリートの風車を 45 基も建設することに反対です。この地域の生態系を破壊し、人類を含めたあらゆる動植物の生存を危うくすると思われるからです。絶滅危惧種イトウの絶滅を早めることにもつながるでしょう。地域に暮らす住民のみなさまの中には、風車による低周波音の影響で頭痛など健康被害に苦しんでいる方もおられると聞いています。そこに暮らす人々の幸福を最優先にお願いします。 この風力発電事業の中止、撤回を求めます。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 26

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵南風力発電事業に関して大反対です。 数万年もの年月をかけ形成された貴重な大自然をこれ以上破壊することは人類滅亡へとなることが見えています。 山の地形そのものが変わるだけでなく地下への影響を考えて下さい。 どんなに影響が有るかそこに住んで見て下さい 次世代へ残すべき北海道の自然私たちが住むこの雄大な自然はかけがいのない北海道の財産です。 子どもたちや孫たちに未来の世代へ守り伝えていく責任が私たちには有ります どうか考えて下さい 考え直して下さい 心から反対を伝えます 反対です！	方法書第 2 章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 実際に改変する面積は、方法書に記載の 3,600ha のうち一部です。次の準備書段階でより具体的な改変区域をお示いたします。まずは、今回お示した手法に対して、北海道や経済産業省の審査を受け、専門家の意見を踏まえた調査を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図れるように事業計画の内容を検討してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響に

		ついては、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。
--	--	---

意見書 27

番号	意見の概要	事業者の見解
1	数万年もの年月をかけて形成された世界で唯一無二の大自然、そこに生息する動植物の生息域を、人間の金儲けのエゴで簡単に破壊して奪いつづける権利がどこにあるのか？ 既に進撃の巨人のごとく、風車設置の開発時の作業道路工事、風車可動時での騒音、低周波、夜間の照明により、どれだけの命がすでに奪われたのか。考えてみてください。 よく見てください。今まで作ってしまった風車が何をもたらしたのか。発電量の数字にごまかされないでください。取り返しのつかないことを冒してしまったことに、きっと気が付くはずですよ。 これ以上、罪を犯さないでください。 風車をこれ以上作り続けることに、心から反対します。 巨大風車のない北海道の歴史ある大自然をこよなく愛します。 皆が知恵を絞れば、自然に寄り添った、優しいエネルギー確保の方法があるはずですよ。日本人こそ、生み出せると思います。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 28

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電による気流の変化や低周波などによる野生動物への影響が大きいものがあります！ 何故か風力発電には「自然に優しい」(?)というイメージが社会に広く浸透しているような所があり、一般的に自然環境の保護に関心の深い所ほど、むしろ積極的に施設建設を後押しするような風潮があると(?)感じているしだと思います。 人間活動がもたらす大きな環境の変化(その1つが風力発電)が弱者にもたらす軋轢は深く大きく、人間が責任をもって排除すべきであろうと考えるしだと思います(これ以上増やさないで下さい！！)	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家からの助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 29

番号	意見の概要	事業者の見解
1	動物たちの生息地の破壊、山は作業道路で分断され、風車からの騒音・振動・夜間の強いライトの点滅により、動物たちは住処を奪われます。特に渡り鳥の多いこの地域では、バードストライクの被害も懸念されます。ヒグマの増加も気になります。 風力発電の好適地は鳥(特に渡り鳥)にとって気流が発生しやすく「要所」になっている所も多く大きな問題点だと強く思っております。また風力発電から発せられる電磁波についても人間ひいては動物にも影響を及ぼす部分があつて(人間については…頭痛・めまい・鼻血・アレルギー的症狀などの増加 etc)不安を強くもっております。又私達が毎月支払っている「再エネ賦課金」を自然を壊しくゆく物に使つて欲しくないとも思っております…。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 30

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵南風力発電事業に関して大反対です。 今のこの世の中に大自然の力が何よりも大切にして木、植物を大事にして後世に残していかなければならない時代に貴重な大自然を破壊するなど、私は決して許したくありません。人間に対しても、動物に対しても決して良いものではありません。 人の話によると、その場所は地層にも多大な影響を及ぼすと言われています。なんとしても止めていただきたく思います。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きや許認可を通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 31

番号	意見の概要	事業者の見解
1	北海道は山林有り自然豊かな日本の宝です。美しい景観を残したいです。風力発電は 20 年もたないと聞きます。その為だけに山を削り広いアスファルト道路は必要無しです。 木を倒さないで下さい。緑は二酸化炭素から酸素をつくってくれるのです。きれいな空気が必要。山に住む動物達の為に、熊が住めなくなる北海道をつくってはなりません。 次世代の為に自然溢れる北海道を残しましょう。 鳥が風車に当たり死んでしまわない為に、風車の超低周波音で動物や人間が異常をきたすのは見過ごす事ができません。 以上のことから風力発電事業には反対です。	方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 32

番号	意見の概要	事業者の見解
1	○環境への深刻な影響 ・絶滅危惧種「イトウ」への影響 稚内市や猿払村の河川には、日本最大の淡水魚で絶滅危惧種に指定されているイトウが生息しています。風車の建設中はもちろん、稼働後には、騒音や地中を伝わる振動、低周波音などの影響が想定されており、これがイトウの生息環境や生態系に悪影響を及ぼし、絶滅の危機をさらに高める可能性があります。 ・動物たちの生息地の破壊 山は作業道路で分断され、風車からの騒音・振動・夜間の強いライトの点滅により、動物たちは住処を奪われます。特に渡り鳥の多いこの地域では、バードストライクの被害も懸念されます。 ・ヒグマ出没の増加 稚内市ではヒグマの出没が増加しています。行政は「風力発電建設とヒグマ出没の因果関係は証明が難しい」としていますが、風車建設とともに出没が増えたと市民の間で実感しています。 ○次世代に残すべき北海道の自然 私たちが住むこの雄大な自然は、かけがえのない北海道の財産です。子どもたちや孫たち、未来の世代へ守り伝えていく責任が私たちにはあります。 以上のことから、風車建設は断固反対！！	本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。 また、この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。 最後に、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも

		考えております。本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえ、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。
--	--	--

意見書 33

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電をこれ以上増やすことに反対します。理由は、太陽光発電事業に見るように、自然を破壊し、環境に悪影響を与えるからです。自然エネルギー活用はたいへん結構ですが、遠隔地からの給電(送電)は喪失率が高いため、電気の大規模発電所建設や送電網の維持管理に多額の経費がかかります。加えて減価償却期間(20年?)を過ぎ、お役御免となり解体しなければならなくなった時点で設置した事業者はまた利益を享受した法人が存在している保証はなく、もし赤字などを理由に法人を解散していた場合は、最終的に解体(原状回復)させるのはその自治体となります。自治体も固定資産税などの収入により多少なりとも一時的には潤いますが原状回復にかかる手間や費用に見合うものでしょうか疑問です。少なくとも設置事業者や運営会社の「食い逃げ?」は許してならず。関連した法令の整備をしてから設置計画を審査すべきですが、残念ながらこういった議論は国会を始めとした地方議会にも動きは見られません。百歩譲ってこうしたお金が国内で回るのであればまだしも、国外企業からの参入が多数見られるのが現状のようです。 以上	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。また、リブレースの有無、廃棄物の処理方法や原状回復の方法につきましては、今後の地権者等との協議内容を踏まえつつ、事業終了時の関係法令、技術基準や地権者等との協議内容に基づき決定してまいります。尚、事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 34

番号	意見の概要	事業者の見解
1	私たち「イトウ保護連絡協議会」(以下、協議会)は、北海道内の各地域で希少サケ科魚類イトウ(<i>Parahucho perryi</i>)の保護活動を行っている団体の連合体です。イトウは、環境省及び北海道レッドリストで絶滅危惧ⅠB類(近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)、国際自然保護連合(IUCN)レッドリストでは最も絶滅が懸念されるCR(Critically Endangered:ごく近い将来における野生での絶滅の危険性がきわめて高いもの)に選定され、さらに、国際自然保護連合により、絶滅が危惧され緊急に保全されるべき世界の水生生物50種にも選定されています。 イトウは、河川の上流域で繁殖し、稚魚や幼魚は氾濫原の小支流やワンド等で成長し、成魚は河川の上流域から下流域、汽水湖、ひいては海域まで生息場所として利用します。このように河川全域を利用するイトウが安定して繁殖し生息するためには、河川全域に本来の多様な環境が維持されている必要があります。また、そうした多様な環境を行き来できる河川の連続性も確保されている必要があります。さらに、そうした多様な環境には餌となる多様な生物が生息していなければなりません。すなわち、イトウが安定して繁殖し生息しているということは、その河川の生態系が健全であることを示しています。よって、イトウは生物多様性の保全において、目標となる種(アンブレラ種)として捉えることができます。 こうした、絶滅危惧種であり生物多様性保全の目標種でもあるイトウに関し、協議会ではこれまでに北海道の各地域で様々な調査や保全活動を実施してきました。このたび、貴社による「(仮称)宗谷丘陵南風力発電業」環境影響評価方法書を閲覧したところ、スクリーニング調査(イトウ遡上状況調査)の調査方法及び考察において著しい不備があると考えられることから、以下1～3の問題点を指摘するとともに、本事業の中止を求めます。なお、本意見書は協議会ウェブサイトで公開いたします。 1. 調査方法が適切ではない。 環境影響評価方法書のスクリーニング調査(イトウの遡上状況調査)の調査方法によると、「無人撮影装置により河道内を移動するイトウを撮影する手法とした」とあるが、本調査により河道内を移動するイトウを実際にどの程度撮影できていたのか、その捕捉率が不明である。そもそも、無人撮影装置による撮影に当たっては、撮影箇所の川幅や水深、産卵場所との相対的な位置関係等のほか、撮影時の天候や時間帯等による濁度や光量、無人撮影装置の設置個所に応じた撮影画角や撮影距離等により、その捕捉率は大きく変化することが予想される。基本的な捕捉率が不明のうえ、各設置河川の環境等に応じて捕捉率にバイアスが働く場合、その調査結果については相対的な比較すらも困難となる。また、本調査においては、イトウとそれ以外の魚種との判別方法や、倒流木といった流下物等との判別方法についての記載もない。さらに、協議会によるこれまでの調査結果及び知見から猿払川水系よりイトウの産卵期が遅いと考えられるサロベツ川水系では、本調査の実施期間ではかなりの過小評価となっている恐れがある。よって、本調査方法は適切ではないと考えられ、そうした調査方法で得られた結果に基づき事業の環境影響評価に係る検討を行うことは適切ではない。	1.Rand & Fukushima (2014)より、イトウの繁殖遡上は流量との負の相関が示されていることから、本事業地周辺におけるイトウの遡上時期も春季に遡上する他のサケ科魚類と同様に、融雪出水の濁り・流量のピークが過ぎた後の、濁り等が比較的落ち着いた時期に遡上すると考えられます。本調査の実施場所は河川水位が低く、川幅も狭い上流域の渓流部に位置するため、濁り等が比較的落ち着いた時期であれば、体高のある本種の確認は容易であり、現地でも目視観察と同程度に検出できることを確認しております。同じくRand & Fukushima (2014)から、年によって異なるものの、イトウは主に日中に遡上する傾向が強いことも示唆されています。無人撮影機によるスクリーニング調査結果は、これまで当該地域において実施された既往調査(Fukushima 2001 ,Fukushima & Rand 2021)とも矛盾しません。以上のことから、無人撮影機による撮影によって、各水系間の遡上状況には一定程度の信頼性が得られるほか、他の手法と比較して調査者バイアスがかからず、イトウの存在を証拠映像として記録できる点で有効性が高い手法であると考えております。 また、今後実施する現地調査では、環境DNAによる調査を並行して実施するとともに、調査地点の地形、撮影時条件、物理環境条件等についても整理したうえで、準備書以降の図書にお示しします。 ・Rand PS, Fukushima M (2014) Estimating the size of the spawning population and evaluating environmental controls on migration for a critically endangered Asian salmonid, Sakhalin taimen. Global Ecology and Conservation 2: 214 225. ・Fukushima M, Rand PS (2021) High rates of consecutive spawning and precise homing in Sakhalin taimen (<i>Parahucho perryi</i>). Environmental Biology of Fishes 104: 41 52. ・Fukushima M (2001) Salmonid habitat geomorphology relationships in low gradient streams. Ecology 82: 1238 1246.

2	2. 調査地点の設置が適切ではない。 今回の稚内市・豊富町における4つの調査地点のうち声問川、目梨別九線川、小屋の沢川の3地点は、いずれも調査地点の下流側にイトウの産卵遡上が不可能・または困難と考えられる河川工作物が存在する。このことを事業者は予め認識していたのか。もし認識して今回の調査地点を設置したのであれば、当該地点の調査結果が事業計画の実施に都合の良い恣意的な評価に導くことを意図したとも捉えかねられない、極めて不適切な地点設定である。 またもし認識していなかったとすれば、調査地点の設置に際し現地の状況を十分に把握して調査方法に反映したとは言い難く、やはり不適切である。声問川水系、天塩川/サロベツ川水系共に、今回の調査地点近傍の河川工作物のない支流においては、十分なイトウ産卵床が確認されている産卵河川が複数存在する。以上より今回の調査については調査地点の設置に際し不適切な点が認められるため、調査地点を設置するところから再検討が必要である。	2.調査対象河川の河川構造物については既存資料及び専門家等へのヒアリングを行ったほか、イトウの遡上時期に該当する融雪出水の濁り・流量のピーク後時点での現地水位状況を確認しており、声問川、目梨別九線川、小屋の沢川の3地点につきましては、本種は調査地点直近の落差工を遡上可能な状態であることを確認しております。調査地点直近の落差工から下流側では農地等からの流入がみられ、鷹見・川村(2008)から農地からの排水はイトウ個体群への影響があることが示唆されていること、事業による影響を考慮した場合、事業による影響が支配的と考えられる山林の河川上流部での産卵の有無を確認することが適切であると考えられることから、河川工作物の上流に地点を設定しました。 今後の現地調査では、輸送路を含む改変区域からの影響範囲を包括するように調査地点を設定し、複数の調査を実施することで、当該地域のイトウの繁殖状況を的確に把握できるものと考えております。 ・鷹見達也・川村洋司(2008)北海道におけるサケ科魚類イトウ(Hucho perryi)の減少過程,Wndlife Conservation Japan 11(2):1-5,
3	3. 遺伝的多様性保全の観点からの検討がなされていない。 本調査は上記1. 2. よりそもそも適切な調査とは認められないが、本環境影響評価方法書では、本調査による「4 考察」において、「～の上流域はイトウの生息密度が高く、繁殖に利用されていることから、イトウの保全上重要度が特に高い河川であると考えられた。したがって、事業計画の検討にあたっては、当該水系の集水域を事業計画から極力除外することでイトウへの影響力を極力低減できるものと考えられる」としている。すなわち、イトウの生息密度の高さと繁殖利用のみに基づき事業計画について検討していて、結果として猿払川水系の集水域を事業計画から極力除外することで、イトウへの影響力を極力低減できるものと考えしている。一方で、これまでのイトウの mtDNA、マイクロサテライト DNA、MHC 遺伝子に係る研究では、水系間の遺伝的差異はもちろん、同一水系内支流間での遺伝的差異も確認されており、特に道北では、「猿払川・猿骨川」と「鬼志別川・知来別川」といった同一地域内近隣水系間(河口間距離 10km 以下)における遺伝的差異も認められたことから、水系単位はもちろん、場合によっては支流を単一の保全単位として捉え、保全策も支流などの保全単位ごとに検討する必要があることが指摘されている※1～3。しかし、本環境影響評価方法書では、イトウの遺伝的多様性保全の観点からの検討が一切なされていない。イトウの遺伝的多様性保全の観点からは、単に生息密度の高い猿払川水系の集水域を事業計画から極力除外することでイトウへの影響力を極力低減できると考えるだけでは不十分である。天塩川/サロベツ川や声問川、鬼志別川、知来別川といった各水系(場合によっては支流)のイトウ個体群を個別の保全単位として捉え、各水系等への影響を個別に検討する必要があると考えられるが、本環境影響評価方法書ではそうした重要な遺伝的多様性保全の観点からの検討を怠っており、不適切であると指摘せざるを得ない。 以上より、環境影響評価方法書のスクリーニング調査(イトウの遡上状況調査)とその考察は、影響評価を行うのに不適切な調査方法と不適切に設置された調査地点に基づく	3.本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。 まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討します。また、調査結果をもとにした工事計画の検討プロセスについては、水質の予測結果を考慮した予測及び評価を行い、専門家等に相談のうえで、適切に検討する予定です。

	結果を元に事業計画予定地を選定しており、さらに重要な遺伝的多様性保全の観点が見落していることから、事業の妥当性を判断する資料としては不十分である。 国を上げてグリーンインフラ及びネイチャーポジティブを推進する中、本来検討すべきは人間の経済活動によって減少した宗谷丘陵の重要なグリーンインフラの構成要素であるイトウ個体群を復元させるネイチャーポジティブである。かつて北日本の 45 水系でイトウの生息が記録されているがその多くは絶滅している。最大の繁殖地が事業想定区域を含む宗谷管内に残されたのは、これまでイトウの繁殖や生息を脅かす大規模な開発事業の影響を受けてこなかったことがその要因の一つと考えられる。これ以上宗谷管内のイトウの生息環境を悪化させないために、本環境影響評価方法書より確認された上記 1～3.の不備に鑑み、あらためて本事業の中止を求めるものである。 以上	
--	---	--

意見書 35

番号	意見の概要	事業者の見解
1	巨大風車の低周波音により周辺地域の住民に様々な健康被害を及ぼしている事例が全国各地ですでに確認されています。同じくこの周波音の実害から逃げるために山々から熊、鹿、猿、猪などの野生動物が人間の住む街内に入り乱れる問題も毎年続発中であることはテレビニュースの報道を見ての通りです(例えばそれが風力発電が理由であると語られていないにせよ)。 脱炭素と国連や国は言いながらも、森林や山々、緑地を破壊して巨大風車やメガソーラーを設置することは大きな間違いで矛盾しているため、これに強く反対致します。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 36

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然を大切に風車たてすぎ 風ふかかないと意味のない風車にお金かけすぎ	ご意見ありがとうございます。

意見書 37

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ 防衛の観点から必要ないし、むしろ危険です メンテナンスに費用かかりすぎる 子供達に(未来の)つけを残す計画ですネ！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用を考慮しており、必要なメンテナンスコストも含めて本事業は弊社として十分に経済性を見込め、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 38

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷地方にはすでに百数十基の風力発電が建っています。古いものではすでに役に立たなくなって来ている物を多数あるのではないのでしょうか？ その風車の処分方法はどのように決まっているのでしょうか？ソーラーパネルも同様ですが、あれ程の大きな物を廃棄するには、そうとうの土地が必要になって来ると思います。それなのにまた新たな風車を建設するとの事。その後の処理や山の尾根をけずって自然を壊してまで建設するというのは、次世代へ自然を引き継ぐという面からも絶対反対したいと思います。そこに住む人間や動物への影響をどの様に考えているのか？あなたがたにも子供や孫がいると思いますが、その子供たちにこんな日本を残す事に何とも思わないのでしょうか？今だけ、金だけ、自分だけで行動してもらっては困ります。大会社のすることではありません！！	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を継続して、建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 39

番号	意見の概要	事業者の見解
1	これ以上風力発電(太陽光パネル含め)グリーンエネルギーは日本には必要ありません。 建設した地方に負担をかけるばかりで、そこへのメリットは何もないからです。 メリットとはお金ではありません。 動、植物を減らして地球温暖化は予防できません。逆に山の尾根をけずったら、地すべり、クマやシカの住む場所がなくなり、人里に来ます。風車の振動で家ちくの乳量もへります。木影がなくなります。暑くなります。 頭のいい大学等に在る教授レベルでなくとも、こんな事は少し考えればわかります。ENEOSはもともと油で仕事をしてきましたよね。そっちで頑張ればいいのです。 再生可能エネルギーは発電する物には再生できません。その問題を解決してからすべきで見切り発進だった事に気づき、今からでも止めるべきです。 北海道の自然を壊して何がグリーンエネルギーだ！！と私達は強い憤りを感じています。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえ、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性がある場合と予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 40

番号	意見の概要	事業者の見解
1	絶対反対です！！ 自然をこわしてまで必要だとは思えません！！	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 41

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵南風力発電事業に断固反対します。 風力発電は景観を悪くし環境を破壊するのみならず、低周波、超低周波による健康被害も多数報告されておりその影響は15キロ離れた範囲にも及ぶとされています。それは住民のみならず家畜や野生動物にも深刻な被害をもたらします。 又土砂災害や工事による水質汚染で貴重な生物の住みかを奪ったり渡り鳥への影響も少なくありません。野生の鳥への影も心配です。バードストライクが起きる可能性があるということです。それに加え電波障害により携帯電話がつながりにくくなったりテレビが映りにくくなったりする可能性は大きいです。再エネにより再エネ賦課金という税金を取られ電気代は上がっています。万が一倒壊などで甚大な被害が起きたら国や自治体、事業主はどう責任をとるのでしょうか。 人体や環境に大きな影響をもたらすこの様な事業は絶体やめて下さい。北海道の美しい大自然は二度と戻ってこないかもしれません。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 災害対策については各種調査に基づき関係機関との協議を踏まえながら関係法令を遵守できる設計を行い、さらに第三者機関等の審査を受けたうえで許可を得ることで、土砂崩れ等の災害を起こさないよう適切に対策を検討してまいります。 電気料金の増額は、①燃料費高騰、②原発の長期停止、③火力の休廃止、④再エネ賦課金、⑤系統設備の新設・更新に伴う託送料金の増加等が要因と考えられ、再生可能エネルギーが普及することのみが原因ではありません。また、再生可能エネルギーを導入することによって、日本のエネルギー自給率が上がり、①の影響を緩和できると考えております。

意見書 42

番号	意見の概要	事業者の見解
1	これからの時代にクリーンで持続出来るエネルギーは増々必要になると思います。風力もその 1 つであるとは思いますが、あくまでも日本の技術を使って日本製であるのであれば賛成します！ そこに利権があつてはならないと思います。何故なら、そこに住む人達の生活にとってどうなのか…気持ちをくまず、一方的強引に進めているからです。 まず、土地に住む人達の意見を聞いて下さい。 そして、北海道の美しい自然をこれ以上壊すのは、やめてほしいです。 人は自然を失くし、離れてしまうと、健康ではいられないと思うからです。	ご意見ありがとうございました。令和6年 12 月～令和 7 年 2 月に環境影響評価法に定められた説明会及び地元の地区を対象とした法定外の説明会を開催し、本事業についてご理解が得られるように努めました。今後も適宜対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、今後も引き続き、皆様のご理解を得られるように努めてまいります。

意見書 43

番号	意見の概要	事業者の見解
1	①領域の広い面から 宗谷丘陵は、2 万年前氷河期に形成され、もこもことした特異な地形で、北海道遺産になっています。珍しい地形（周氷河地形）であり、風車計画を遂行するにあたって山の地形そのものが変わってしまうのではないかと非常に不安を感じます。 ②絶滅危惧種「イトウ」への影響 稚内市・猿払村の河川には絶滅危惧種に指定されているイトウが生息されています。風車の建設はイトウの生息環境や生態系に計り知れない影響を及ぼすとかんがえられます。 ③次世代に残すべき自然 環境保全を考えることは現世代のことばかりではありません。これからも続く次世代のためでもあるのです。ぜひ多様性を育む地域を残してください。	本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえうえて、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。 本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。

意見書 44

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然度の高い植生喪失の恐れ、生態系の攪乱の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。 ■自然林 図 3.1-31(2)において自然林(植生自然度:9)と示された範囲の自然林は生態系の維持に欠かせない森林です。これらの自然林は 50～80 年程度で皆伐されるエゾマツ、トドマツの植林地を囲むように配置され、皆伐によって流出する土壌が河川に流入するのを防ぎ、河川の生態系の維持に大きな働きをします。図 3.2-15(2)において対象事業実施区域のほぼ全域が土砂流出防備保安林に指定されていますが、実質的にその機能を果たしているのはこれらの自然林です。これらの自然林の樹齢は 130 年以上で 1)、伐採してしまえば、土壌流出防備機能を長年に渡って失うことになり、河川の生態系は壊滅的なダメージをうけることとなります。特に、猿払村側の稜線上の自然林は樹齢 150 年以上の天然トドマツです 1)。これらの自然林は水源涵養保安林に指定され、やはり河川の生態系の維持に欠かせない働きをしています。これらの自然林はかけがえのないものですから伐採しないでください。 1)国土数値情報 国有林野 https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsiTmplt-A45.html	保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。また、風力発電機の配置位置、既存林道の拡幅を検討する際には、林野庁の定める技術基準にしたがって設計・施工を行うとともに、工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。
2	■ヒグマ 対象事業実施区域とその周辺はヒグマのすみかです。そこに風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。現行の環境影響評価制度では、騒音、振動、後方乱流などの気流の乱れが人間以外の動物相に与える影響を評価していません。海外では哺乳類の風車の忌避が報告されています 3)。それによると、影響範囲は、トナカイが 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ヒグマなどの哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ヒグマを含む動物相に対する風車の影響についてのエビデンスが十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 3)「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題(平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11663694/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000628.pdf 以上	本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえ、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 45

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電により、北海道の住民に得られる利益と損失を比べた場合、明らかに損失が大きいと考えます。 森林(保安林)は CO₂のバランスを考える上でも、はかり知れない役割を果たします。 野生動物の安住の土地であり、最後の場所であると思います。 生態系を破壊し、災害の危険性もはらんでいます。 この大きな環境への挑戦が、どのような結果を生むことになるかをお考え下さい。本開発事業に強く反対いたします。 2025.1.30	方法書第2章に、風力発電によるCO₂削減量を記載しましたが、今後事業計画を検討していく中で、樹木伐採に伴うCO₂排出量、建設時におけるCO₂の発生量を踏まえ、CO₂の削減効果をさらに検証してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。 災害対策については各種調査に基づき関係機関との協議を踏まえながら関係法令を遵守できる設計を行い、さらに第三者機関等の審査を受けたうえで許可を得ることで、土砂崩れ等の災害を起こさないよう適切に対策を検討してまいります。

意見書 46

番号	意見の概要	事業者の見解
1	1.世界中で風力発電の火災が発生しているが、タブー視され発表もされないような状況。万が一にも火災が発生したら、人災以外の何物でもなく貴重な自然を守るためにもリスクを冒すべきではない風力タービン火災は、考えられているよりも10倍多いと警告する専門家も火災の主因は「漏電」、「電氣的故障」、「機械的故障」、「メンテナンスミス」、「落雷」など多岐に及ぶ	1.風車には火災検知機能及び自動消火機能を有した風力発電機を採用し、万が一の際には迅速に対応できる体制を整えてまいります。また、管理用道路として林道を整備することで、本事業に起因しない火災発生時にも消火活動にも有効的に活用いただけるものになるものと考えております。
2	2.水源保全や災害防止、生物多様性保全の観点からも大変重要な場所であり、安易に開発すべきではない風車建設だけでなく、管理道路開発のために大規模な自然破壊が行われる風車建設と管理道路開設のため、尾根筋や山上部で森林を大規模に伐採し、切土・盛土を行えば、森林は回復不能なダメージを受ける一水源涵養や災害防止機能が失われ、水質が悪化して土砂が下流まで流れ、災害を多発させる一二酸化炭素の吸収源である森林を伐採しての再エネ事業は、温暖化対策として本末転倒	2.土地の改変について、方法書でお示した対象事業実施区域のすべてを改変するものではなく、実際に土地の改変が行われる区域は、対象事業実施区域の一部です。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置検討、改変面積の最小化等の環境保全措置を講じることで、影響を極力低減する方針です。また、森林管理署等と協議を行い、水道水源に影響を与えない方法で事業計画を策定してまいります。
3	3.二酸化炭素が本当に地球環境に悪いのかを明確にし、国民のコンセンサスが取れてから環境破壊を行うべき一早計に環境破壊をするのではなく、エビデンス重視で(トランプ大統領就任により、周回遅れの日本以外の世界の潮流は変わり始めている)二酸化炭素により温暖化しているなどと言われるが、二酸化炭素濃度は減少の一途AIなどで、温度上昇の根拠を大々的に示されるが、同条件で過去に遡ると、地球の温度が何度になるかを明確にさせるべき ⇒AIなんて、設定しだいでいくらでも結果の変更可。過去の温度上昇とそぐわない前提など無意味	3.方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

4	4.中国の毎年の二酸化炭素排出量の伸びは、日本の年間二酸化炭素排出量とほぼ同じー中国で効率の悪い石炭発電で風力発電所の設備を作り、日本で稼働させ、どれだけの二酸化炭素排出量が削減されるのか、明確なエビデンスを示すべきー世界規模でのマッチポンプ	4.方法書第2章に、風力発電によるCO₂削減量を記載しましたが、今後事業計画を検討していく中で、樹木伐採に伴うCO₂排出量、建設時におけるCO₂の発生量を踏まえ、CO₂の削減効果をさらに検証してまいります。
5	5.風車が発する「騒音」、「低周波」、「超低周波」による健康被害 ー「睡眠障害」、「睡眠遮断」、「頭痛」、「耳鳴り」、「めまい」、「吐き気」、「かすみ目」、「頻拍」、「情緒不安定」など多種多様な健康被害をもたらすが、明確に風車のせいだと診断することはできず、苦しむのは住人だけとなる ー超低周波は、遮音壁やガラスなどでは防ぐことができない ー山間部での被害は、風車から谷底の集落に向けて直接伝わる ー向かいの山や雲にやまびこのように反射するので、被害が拡大することがある ー自然は人間だけのものではない、動物にとっても超低周波などの影響を受けるのではないかしっかり調査すべき	5.風力発電所が発する低周波音について、風力発電施設から発生する音と健康被害の関係に関する国内外での様々な研究が進められており、その結果を取りまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(環境省)」にて、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。低周波・超低周波音による影響については上記のとおり報告されておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。また、その結果は準備書において定量的にお示しします。
6	6.再エネ利権(再エネ議連をはじめとする金儲け)のために、環境破壊に邁進しているが、政治家や業界団体の偽善に振り回され、なんの役にも立たない風力発電を導入すべきではない ーFIP 制度では、再エネ発電事業者が 100%儲かる仕組みであり、国民には百害あって一利なし ーゼロプレミアム価格を設定するなど、自分たちの利益にしか興味がない人々の眉唾な説明を信じるに足らない	6.ご意見ありがとうございました。地域貢献・地域共生に向けて近隣住民の方々との対話を継続します。
7	7.風力発電は安定供給できないため、火力発電所などの既存エネルギーは稼働量を確保しなくてはならない。 ー再生エネルギーの出力低下に備えて待機させたり、火力発電の出力を調整したりするので、火力発電所の効率が悪くなってしまう。 ー風力設備の構築、運搬、設置、撤去、廃棄、自然破壊による二酸化炭素増分 ー風力発電導入により、既存発電所の効率が悪くなることも考慮し、リアルな二酸化炭素削減量を示すべき	7.昨今、閣議決定された第7次エネルギー基本計画でも2050年に再生可能エネルギーの主力電源化を進める方針です。調整電源として火力発電や水力発電又は蓄電池等が必要になりますが、再生可能エネルギーの普及によってCO₂を排出する火力発電の稼働を減らすことが可能であり、地球温暖化の抑制に寄与できると考えております。
8	8.そもそも日本に風力発電は向いていない ー北海道東側での年間設備利用率は40%にも満たず、欧州の北海領域は55%に達する ⇒技術開発や運転習熟程度ではその差を埋めることができず、日本に風力発電は向いていない ー夏場は特に、20%台に設備利用率が落ち込み、火力発電所などに依存するので、意味がない ー風力発電の発電効率は高く見積もっても40%であるので、設備利用率と掛け合わせると、無用の長物	8.初期調査を通じて、弊社として十分に経済性を見込め、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。
9	9.風車により自衛隊のレーダーに影響が出て、日本の国防に重大な懸念を及ぼす ー発電用風車がレーダーに及ぼす影響は100kmとも言われている ⇒英国では、実際に150km以上離隔をとることになっている ー風車により、「送信波遮断」、「多重散乱」、「レーダーの破損・停止」を引き起こす ⇒その方向に、日本に対してどのような感情・野心を持つ国が存在するのかを考えてください	9.風車配置を検討するにあたって、防衛省、国交省、気象庁、総務省等に照会を行い、影響がないことを確認しております。今後、風車配置変更など計画変更の都度、照会をかけて影響が無いように配慮してまいります。

10	10.石川県能登地方での地震で全停止したように、地震に弱く倒壊の危険性が高い 一前のめりにならず、しっかりと立ち止まって考えましょう	10.現在の風車は統計的に50年に1度吹くような強風速に対しても風車タワーやブレードが壊れたりしないように強固に設計されております。風車のブレードが折れる事象やタワー倒壊の事故を起こした風力発電機は、現在のような建築基準法及び電気事業法による厳しい審査を受ける前の設計に基づくものが大半です。本事業においては風況調査、地盤調査や測量等を行い、その結果をもとに現在の建築基準法及び電気事業法等に基づき設計を行い、さらに第三者機関及び産業保安監督部の審査を受けたうえで許可を得ることを想定しております。許可が得られた設計であれば、強風や落雷等の外的環境に耐えうることが可能であると考えます。
----	---	--

意見書 47

番号	意見の概要	事業者の見解
1	北見市の北部でりんご園を経営している者です。 鹿の食害に関して;以前は6月ごろにやって来て、緑色に伸びたりんごの枝先を食べるという程度でしたが、2022年に急に出没数が増え、苗木が壊滅的な被害を受けました。鹿は2メートル以上の高さに伸びた苗木の枝先を食べたいけれども届かないので、1メートル付近で半分に折り、その後枝先を食べるのです。食害された苗木は再び伸びることが多いですが、元に戻るのに2年ほどかかります。ですが、再起できなくて駄目になる苗木もあります。 2メートル以上に伸びるには購入した苗木であれば2年ほど、自分で作っている苗木であれば5年以上かかります。 2023年に一部の畑を金網で囲いました(北見市の半額補助)、更に自費で電気柵を増設しました。対策費ほぼ100万円、苗木の被害はいくらと計算すればよいのか分かりませんが、鹿の食害に対しては完全有効な対策は無く、各種の方法を組み合わせる被害の低減をねらうしか出来ないのが現状です。一部補助は出ますが、殆ど農家の負担になります。幸いなことに2024年には、それほどひどい被害はありませんでした。 常呂地区(旧常呂町:現在は北見市に併合されました)に風車が建設されたという話を聞き、調べてみました(御社が行った工事では無いようですね)私の農園から15~20km離れている場所です。2022年4月に工事着工、2024年3月営業運転開始。私の園地に多数鹿が出没していた時期とぴったり一致します。偶然でしょうか?損害賠償を要求したいくらいですが、因果関係の証明が困難だと言われて逃げられるでしょうから、実際のところ難しいでしょうね。 鹿だけではなく、クマの出没も北海道では問題になっています。害獣は長距離を移動し、農業や地域住民の生活に壊滅的な被害を与えるのです。宗谷は北見からは200キロ以上離れていますが、風車建設によって逃げた鹿やクマの生息域がだんだん南下してくると、他人事では済まなくなると心配しております。風車建設の影響は相当な広範囲に及ぶ可能性があることを考えて環境影響評価を行い、建設の是非は慎重に判断されるようお願いいたします。	この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。

意見書 48

番号	意見の概要	事業者の見解
1	大反対！！ 風力発電は風がないと意味がない エネルギー不足 ・メンテナンスに将来不安 ・鳥がまきこまれている ・虫が死んでいる	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用を考慮しており、必要なメンテナンスコストも含めて本事業は弊社として十分に経済性を見込め、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 49

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然をこわさないで下さい！！ 反対です！！ 子供達の未来の為に必要とは思えない	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 50

番号	意見の概要	事業者の見解
1	何千何万年と息づいてきた自然を壊し、生態系を壊し、景観を壊す持続不可能な人工物を設置する事に反対致します。 人間のエゴであり一部の人達の利権を満たすだけでメリットは何一つありません。 太陽光パネルも廃棄処分の問題も何一つ解決されてません。 また国民は望んでもいないのに再エネ賦課金でお金を徴収されて、金銭的負担を背負わされる事に大変迷惑です。宗谷丘陵に限らず、全国各地での再エネ事業に反対いたします。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 電気料金の増額は、①燃料費高騰、②原発の長期停止、③火力の休廃止、④再エネ賦課金、⑤系統設備の新設・更新に伴う託送料金の増加等が要因と考えられ、再生可能エネルギーが普及することのみが原因ではありません。また、再生可能エネルギーを導入することによって、日本のエネルギー自給率が上がり、①の影響を緩和できると考えております。

意見書 51

番号	意見の概要	事業者の見解
1	・閲覧方法について 現在の閲覧方法では興味のある人しか閲覧することはなく、広く住民に知らせようという形になっていません。縦覧期間が過ぎてしまうと確認が出来ず、ダウンロードやコピーも出来ません。 住民に広く閲覧できる方法にして下さい。 また、どのくらいの人が閲覧したか分かればなおいと思います。閲覧した人が少なければこの方法が有効でないということになります。 ・動物の生息地を奪う 森林伐採・風車により風の変化や低周波、羽根の騒音やライトによるクマなどの住処の減少と河川のエサとなる鮭の産卵場所への影響、くまの移動調査など実施してほしい。	アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用のおそれがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは現在控えております。地元住民からご要望があった際に図書の貸し出しや、縦覧期間延長を行った実績はあり、相互理解促進のため、地域住民からのご要望やご意見を確認したうえで対応について検討してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 52

番号	意見の概要	事業者の見解
1	渡り鳥の飛来への影響 ロシアから渡り鳥がやって来てやっと大地に付く場所に大型風車が立つとそこをよけて通らなければならなくなりその影響は渡り鳥にとっては大変な 困難となるでしょう。飛来する時期、戻っていく時期等を考慮して調査する必要があると思います。 野生動物への影響 低周波は頭痛めまいなど人体への影響が分かっています。動物への影響も考えられますが、訴えられないためどのように調査するのか知りたい。 漁業への影響 森林を伐採しての建設で土砂流出の影響を河川、海が影響を受けます。 因果関係不明で建設後に影響が出てしまつては、取り返しがつきません。 町の存続、住民の生活に直結するので小さな変化も見逃さないような被害や変化をしっかりと調査してほしい。 縦覧について 住民が積極的に縦覧を確認しなければならないのが現状です。 しかし皆仕事で忙しく時間に余裕がある人はほとんどいません。 回覧やチラシなどで広く知らせることで理解が得られるのではないかと思います。 改善をお願いします。	風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全のうえで事業実施上重要な課題と認識しております。今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握したうえで、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測及び評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。 関係自治体の基幹産業である酪農や、漁業、自然環境をはじめとする観光資源は弊社としても重要と考えております。今後、近隣にお住いの地域住民の方との対話を重ねさせていただき、事業に対するご理解を得ながら、より良いかわり方を模索してまいります。 アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用のおそれがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは現在控えております。地元住民からご要望があった際に図書の貸し出しや、縦覧期間延長を行った実績はあり、相互理解促進のため、地域住民からのご要望やご意見を確認したうえで対応について検討してまいります。

意見書 53

番号	意見の概要	事業者の見解
1	これ以上自然を破壊して野生動物を住み家をうばうのはやめてほしいです。 風力は不安定な供給で外部電源が必要であるし、そこに住んでいる方たちの健康もうばいます。 建ててしまったら 20 年…景観も損ない、鳥たちがぶつかって亡くなる例が沢山あります。 こんなにやめないのはもう日本だけ。 山を崩されたら水がなくなります。私たちの生活に影響がでています。 中止、白紙撤回をお願いします。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 54

番号	意見の概要	事業者の見解
1	・宗谷の美しい大自然を次世代へと引き継ぎ、絶滅危惧種や動植物の生息地を守るため、この事業の「全面白紙撤回」を要望します。 ◆事業の問題点 (仮称)宗谷丘陵南風力発電事業の対象区域は、稚内市・猿払村・豊富町に広がっており、当初よりは縮小されたものの約 3,600 ha (東京ドーム 782 個分)もの広大な面積で進められています。 これは、数万年もの年月をかけて形成された貴重な大自然を破壊し、そこに生息する動植物たちの生息地を脅かすものです。 二酸化炭素を吸収している森林が伐採され、山の尾根が削られて、幅広い作業道路が敷設されると、山の地形そのものが変わってしまい、二度と元には戻せません。 さらに、高さ 191m にも及ぶ巨大風車が 45 基も建設される予定です。景観面からみても大問題です。 加えて、宗谷管内全体で合計 420 基の風車建設が計画されており、更なる広範囲にわたる環境破壊が懸念されています。	方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 実際に改変する面積は、方法書に記載の 3,600ha のうち一部です。次の準備書段階でより具体的な改変区域をお示しいたします。まずは、今回お示した手法に対して、北海道や経済産業省の審査を受け、専門家の意見を踏まえた調査を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図れるように事業計画の熟度を高めてまいります。
2	◆環境への深刻な影響 ・絶滅危惧種「イトウ」への影響 稚内市や猿払村の河川には、日本最大の淡水魚で絶滅危惧種に指定されているイトウが生息しています。風車の建設中は勿論、稼働後には、騒音や地中を伝わる振動、低周波音などの影響が想定されており、これがイトウの生息環境や生態系に悪影響を及ぼし、絶滅の危機をさらに高める可能性があります。 ・動物たちの生息地の破壊 山は作業道路で分断され、風車からの騒音・振動・夜間の強いライトの点滅により、動物たちは住処を奪われます。特に、渡り鳥の多いこの地域では、バードストライク(鳥類衝突事故)の被害も懸念されます。 ・ヒグマ出没の増加 稚内市ではヒグマの出没が増加しています。行政は「風力発電建設とヒグマ出没の因果関係は証明が難しい」としていますが、風車建設とともに出没が増えたと市民の間で実感しています。 ◆次世代へ残すべき北海道の、日本の自然 私たちが住む、この日本の豊かな自然は、かけがえのない財産です。子どもたちや孫たち、そして次の未来の世代へ守り伝えていく責任が私たちにはあります。 百年、千年単位で出来上がった日本の美しい自然は、一度壊したら二度と元に戻りません。 人間の手では絶対に元に戻せません。	本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。 まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえうえて、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。 この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。

3	●このように、一般の地域住民にとっては何のメリットもないだけで、世界にもまれにみる美しく豊かな自然を、日本の代表的な企業自らが、ごく一部の利権者のためだけに、打ち壊していく現状は、異常で狂気の沙汰としか思えません。 ●生態系の破壊は水源の喪失につながり、微生物・植物・小動物・そして人間の生活まで、全ての生物に負の連鎖を生み、必ずまもなく、しっぺ返しが来ます。 ↓ その責任を貴社は負えるのでしょうか。 ●最後に。 今まで、自家用車の給油は、ENEOS 会員として、いつも同じガソリンスタンドでさせていただいておりました。とても親切な従業員の方ばかりで、本当にお世話になっておりましただけに、とても残念でなりません。 令和 7 年 1 月 31 日記す	今後、近隣にお住いの地域住民の方との対話を重ねさせていただき、事業に対するご理解を得ながら、より良いかかわり方を模索してまいります。
---	---	---

意見書 55

番号	意見の概要	事業者の見解
1	昨年 8 月後半から 9 月中旬まで北海道をキャンプ旅行させて頂いた者です。稚内では 2 泊させて頂き貴重な体験をさせて頂きました。その際に、疑問を感じた事が有り、色々な情報から、自分なりの考えがまとまったので、意見書を提出させて頂きます。 キャンプをしながら旅をする者にとって、自然環境は関わらせて頂く有難いものです。でも、地元で準備して頂いた素晴らしいキャンプ場を巡る中で感じた事が有りました。それは、非常に多くのキャンプ場が熊の出現で閉鎖されている事です。また、至る所に熊に注意の看板。旅の最中は「さすが北海道だ。美しいだけで無い厳しさが有るんだな」と思いつつながら多くの風車を眺める旅でした。しかし、千葉に戻り、風車由来の低周波を嫌い熊が山から降りて来るとの情報聞く機会が有りました。何処で何時頃かは忘れましたが、風車が出来てから付近の方に体調不良を訴える方が出てきた話を以前に聞いたことが有った為です。医学的に証明されたと記憶しています。あの大きなもの作るのにどれだけ森林を破壊して道を作り、山を削るのか?旅の途中でも漠然とは感じてたが、それだけで無い目に見えない自然破壊?キャンプ場閉鎖?風車の電力は地元へ貢献されて無い?地元の方は風車を望んで無い?中国製風車?急ピッチの増設?個々の疑問を繋いでいくと何か恐ろしい影を感じます。地元行政の方をお願いします。時間を掛けて住民の方と話合ってください。5 年 10 年掛かっても良いのでは無いのですか?	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 今後、近隣にお住いの地域住民の方との対話を重ねさせていただき、事業に対するご理解を得ながら、より良いかかわり方を模索してまいります。

意見書 56

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ 人体への悪影響考えられます！！ 防衛の観点からも風力作りすぎ！！	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 なお、風力発電所が発する低周波音について、風力発電施設から発生する音と健康被害の関係に関する国内外での様々な研究が進められており、その結果を取りまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について（環境省）」にて、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。低周波・超低周波音による影響については上記のとおり報告されておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。 また、その結果は準備書において定量的にお示しします。防衛の観点についても、風車配置を検討するにあたって、関係省庁へ計画変更の都度照会をかけ、影響が無いように配慮してまいります。

意見書 57

番号	意見の概要	事業者の見解
1	標記の件に関して意見を述べます。 風力発電施設をこれ以上作ることは 反対です。 私は奈良県在住者です。退職以前の職業はヘリコプターの操縦士として全国を飛んでおりました。また、登山を趣味としております。空からまた、歩いている中で感じる事。民主党政権から日本の自然が激変し破壊されて来た変遷を目にしてまいりました。地上からは見えない太陽光パネルや風力発電の風車の多さは異常と言わざるを得ません。日本国中埋め尽くされ見るも無残な風景は、耐用年数が過ぎた後はどんなに変貌しているのでしょうか。これを計画した政治家や業者は目先の利益、利権で儲けに走っているとしか考えられない。日本の未来を見据えたエネルギー政策をなぜ考えられないのでしょうか。無責任主義が蔓延し日本人の本来の心を失ったとは思えない。 奈良県は防災拠点で飛行場になるはずが、維新の知事に代わった途端、メガソーラー建設に変更し、意地でもそれを推進しようとするところに良からぬ裏が見え隠れています。三重の山では風力発電建設が住民の反対で途中中断。山は皆伐され見るも無残な山が残り、谷は大雨で土砂崩れの心配もあります。持続可能な自然エネルギーというまやかしはもうやめませんか。CO₂、地球温暖化に関して嘘という事を国民も気が付き始めています。あなたの方していることは矛盾だらけという事を本当に気づいていないのですか。高学歴の方たちの集団でこんな簡単なことがわからないのでしょうか。温帯地方の中緯度帯は地球規模で酸素の供給減。その植物を伐採しまくって何がクリーンエネルギーでしょうか。風力発電は継続的に発電できるものではなく、電力も安定せず、火力発電で安定化を図る意味がどこにありますか。北海道に集積回路、AI 施設群を作る案も聞いておりますが、大規模なエネルギーを風力発電で賄おうという絵空事はやめませんか。素人でもわかる事です。大規模停電に対する対策はなされていますか。また、航空人として自衛隊基地のレーダーサイトへの影響も気になります。もっと勉強なさって業者の方は儲けに走る事での国家破壊に加担することなく正直であってほしい。先祖の残してくれた大自然をわが世代で破壊し日本を破滅させるこの計画に、再度反対の意見を述べさせていただきます。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 風車配置を検討するにあたって、関係省庁へ計画変更の都度照会をかけ、影響が無いように配慮してまいります。

意見書 58

番号	意見の概要	事業者の見解
1	御社宛だったか否かは残念ながら記憶にないのですが、同じ反対の意見書を送付しなくてはならないことに大きな悲しみを禁じ得ません。 耐用年数が 20 年程と明確になっているのに、数万年かけて形成された貴重な自然環境を破壊し、生息する動植物の生息地を脅かす重大な懸念に真摯に向き合うこともせず、事業を進めていくことに日本人として同じ国民の一人として大きな怒りを感じます。 また子、孫次世代の豊かで、安全な暮らしを切に希望する上からもとてつもない廃棄物が出てしまうことは決して見過ごせません。 是非共、トランプ政権の方針にならい再生可能エネルギーの見直しを願うものです。 日本国土の美しさを、日本人の健康、幸福を日本国民皆で守っていききたいものです。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 59

番号	意見の概要	事業者の見解
1	そこに住まう人々の人生と健康を犠牲にして地球にも悪影響しか残さない風力発電事業に明確に反対します。お金を稼げれば何をしても良いというものではありません。人から尊敬される企業として活躍してほしいです。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 60

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵の環境を守るために反対です。自然破壊、動物への影響が大問題へと発展してしまう。メリットよりもデメリットが大きい。住民への健康被害も心配される。もう一度真剣に検討し直す必要があると思います。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 61

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電は山を切り崩し、クマや山に住む動物達の住み場所を破壊し、生態系を狂わせる原因となります。SDGS などという権利や金の事ばかり考えていないで、同じ地球に住む生き物として全ての生物との調和の道を探るのが、我々日本人の在るべき姿だと思います。 断固として風車建設には反対します!!	本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。

意見書 62

番号	意見の概要	事業者の見解
1	・風車型発電の問題は、設置面積の広大さによる環境圧とランニングコストの高さにある。環境圧に関しては猛禽類等固有種や土壌汚染など、ランニングコストは羽、タービン負荷の高さなどである。垂直軸型はタービン負荷による発電ロスが少なく、設置面積も風車型に比べて小さい。どう評価しても風車型に利点が少ない。明らかに利権(メンテナンス・ハイランニングコストを狙ったもの)としか考えられず、環境のことを考えていない。もっと専門家を入れて評価すべきである。 ・また設置に関しては、小型の垂直軸型をダクトに設置しあらゆる施設に施工すれば、豊かな自然を壊すことなく都市をまかなえる。 ・これの実現にはまず日本全体の環境保護に関する法律を整備することが始めであると考ええる。さらに天下りの是正を早急に行わなければならない。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 63

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然破壊に反対。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 64

番号	意見の概要	事業者の見解
1	これ以上北海道に風力発電はいらない	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 65

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電は生態系(熊・イトウなど)をこわし、熊などは居場所がなくなり、山里へ下りてきたり木を切るにより CO ₂ をへらせないことになる。人体にも影響をあたえているわりには、電力としての供給率が悪すぎる。メリットよりデメリットの方がはるかに多いので大反対です。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 66

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ 人体への騒音等悪影響がある為 自然を守る！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 67

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対です！！ 絶滅危惧種「イトウ」への影響が有る為	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 68

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷丘陵南風力発電事業に絶対に反対します！！ 風力発電は低周波、超低周波の影響による健康被害が多数報告されています。その影響は 15 キロ離れた範囲にも及びます。北海道の地域住民だけでなく、家畜、野生動物にも深刻な悪影響を与えます。 事業者は健康被害が発生した時に「因果関係を証明出来ない」として逃げるつもりですか！？ 日本国民の大切な「生命と財産」を奪う事業は認められません！！！！！！	方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 69

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電だけではエネルギーは賄うことはできないので火力発電も必要。電気代の高騰はとまらず国民が再エネ賦課金をいつまで払い続けるといけないのでしょうか。 自然を壊してまで作るものだとは思えません。健康被害や色々と山づみになっているのでそれを解決してないかぎり進めて行くものではないと思います。 絶対反対です。	電気料金の増額は、①燃料費高騰、②原発の長期停止、③火力の休廃止、④再エネ賦課金、⑤系統設備の新設・更新に伴う託送料金の増加等が要因と考えられ、再生可能エネルギーが普及することのみが原因ではありません。また、再生可能エネルギーを導入することによって、日本のエネルギー自給率が上がり、①の影響を緩和できると考えております。 また、方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 70

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電に反対です！！	方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一

	部改善ができる方法を模索してまいります。
--	----------------------

意見書 71

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風車の低周波の影響で周辺の生態系が崩れていくことに危機感があります。(鳥・動物など・魚も?)周辺に住む人の健康被害もあると聞いているので、ちゃんと調査をした方がよいと思う。 メンテナンスについても、道民がわかるように説明してほしい。 そもそも、北海道で電力が不足しているのか、景観をそこね、自然を壊してまで乱立させる必要があるのか知りたいです。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用を考慮しており、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。また、発電した電気は、基本的には北海道電力ネットワークの系統に流し、そこから一般家庭や事業所へ流されるためほとんどが道内で消費される予定です。都会のような電力消費地に電気を運ぶ、というのではなく、北海道電力ネットワークの送電網全体の安定化を向上にも寄与いたします。

意見書 72

番号	意見の概要	事業者の見解
1	北海道の雄大な自然を壊すことに反対です。 生態系を崩し、動物たちの住みかをなくし、一時的な電力を発電しても、その後自然が回復するにはどれだけの時間がかかることでしょうか。 大地は人間だけのものではありません。 一部の人のための利益のために自然を破壊することは大反対！！です。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 73

番号	意見の概要	事業者の見解
1	私は猿払村で生まれ、現在は稚内市で生活しています。宗谷の地には親戚もあり、私の生活圏そのものです。この住み慣れた雄大な自然を破壊し、環境に深刻な影響を及ぼすこの事業には強く反対します。 この地に広がる山々や森、清流は、単なる土地ではなく、そこに生きる動植物にとってかけがえのない生息地です。この雄大な自然は宗谷、北海道民、そして日本全体の貴重な財産であり、次の世代へと引き継ぐべきものです。それをわずか 20 年間の事業者の利益のために破壊することは到底許されるものではありません。 以上の理由から、(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業には強く反対し、事業の中止・撤回を求めます。 私たちが守るべきなのは、この雄大な自然とそこで生きる命、そして地域の暮らしです。 20 年の利益のために、取り返しのつかない環境破壊を行うべきではありません。 宗谷の大自然を未来へ引き継ぐため、持続可能な選択を求めます。 以上。	方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 74

番号	意見の概要	事業者の見解
1	(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業の風力発電をこれ以上増やす事に断固反対いたします。 わたくしは、稚内市抜海村字上ユーチという所で生まれ育ちました。仕事の為 30 年間札幌で生活しておりまして、昨年 4 月に家業を継ぐ為実家の上ユーチに戻ってまいった所、夜小高い丘を車で走っていると遠くの山々の頂からかなりの数の点滅が出現した時の驚きは今でも忘れません。後日、地元の方に聞いたら風力発電の鉄塔の点滅だと知り更に驚きました。 山々を切り崩し、自然破壊や生態系にも影響を及ぼすと言われてるのに、何故こんな過疎地にこれだけ多くの風力発電が必要なのでしょう？この風力発電塔の多さ、そしてこれから建設予定されている数は異常といっても過言ではありません。過疎地だからと言って何をしても許される時代は終わりました。この宗谷はあなた方の植民地ではないのです！再度ですが、わたくしは、この生まれ故郷の地にこれ以上風力発電を建設することを断固として反対します。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 景観への影響につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果をもとに、地域住民や自治体の意見等もいただきつつ、必要に応じて環境保全措置も検討することで、皆さまのご理解を得られるように事業計画の策定に努めていく方針です。

意見書 75

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風車建設による「環境アセスメント」は実施されたのでしょうか。 再生可能エネルギーを推進することで北海道の大地の大自然を破壊することにならないのでしょうか。 野鳥等生物への影響など市民、道民、国民との対話機会を今後増やして頂きたいと思います。	環境アセスメントの方法書手続きを現在実施中でございます。 方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境

		影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。
--	--	---

意見書 76

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電は反対です。風力のしめる割合は全体のたった0.9%です。それは意味がありません。そのために自然が破壊されるのは、どうなのでしょう。クマが里においてきたりイトウが激減したり、生態系がくずれ人間も住みづらくなります。人への低周波の健康被害もでています。どうぞ風車をたてないで頂きたいです。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 77

番号	意見の概要	事業者の見解
1	水車は(風力発電)断固反対です。 北海道のきれいな景色が水車がたってから失っていくことに危機感を持っています。 もう建設は中止してください。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 78

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ バードストライクの被害の懸念 ヒグマ出没の増加も心配 関れんが有ると思っています 市民の方々の声をゆうせんして下さい！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 79

番号	意見の概要	事業者の見解
1	環境破壊につながる風車の乱立は反対です。 メンテナンスも大変だし、廃棄するのに膨大な費用がかかるので、反対です。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。尚、事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 80

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対です！！ 自然をこわしてまで必要だと思えません！！ イトウを守りたい クマとの(出沒…)関連も心配です。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 81

番号	意見の概要	事業者の見解
1	森林保全の為の間引きを賛成ですが、巨大風車を建てる為の伐採は絶対反対です。 山の恵のミネラルが海に流れ豊かな漁場になります。伐採することで山の保水力もなくなり山崩れや災害の危険性もあります。 風車が回ることによる低周波の問題も考えられます。 低周波により森林の育成にも影響が出てくると思います。 山には多種多様な植物、昆虫、生き物、魚が生息しています。持続性・多様性を守ろうと世界的に言われている現在で風車は必要のない人工物です。 とにかく風力発電は自然を破壊するものなので反対です。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 災害対策については各種調査に基づき関係機関との協議を踏まえながら関係法令を遵守できる設計を行い、さらに第三者機関等の審査を受けたうえで許可を得ることで、土砂崩れ等の災害を起ささないよう適切に対策を検討してまいります。

意見書 82

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電に反対します	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります

意見書 83

番号	意見の概要	事業者の見解
1	樹木を伐採し、風車を建設することには反対します。1度伐採してしまえば元に戻すのに長い年月がかかります。風車が電気を作れるのは約20年程と聞いています。たったそれだけの期間のために自然環境を破壊しては取返しがつきません。また、低周波音によると思われる健康被害の話も聞きます。風車の近隣の農家の話では、風車が建設されてから、ニワトリが卵を産まなくなったそうです。そこを住处とする野生生物への影響もあると思います。それに年間約1,200億匹(約3600トン)の移動性昆虫が風車にぶつかって死んでいるというドイツの調査結果があります。食物連鎖の最下位に位置する昆虫の数が減ることは、生態系に重大な影響を与えらると思います。日本の発電方法で風力発電はたった0.9%です。風まかせの発電方法では安定した電力にはなり得ないのに、大事な自然を破壊する“自然エネルギー”は要りません。風力発電には断固反対します。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。

意見書 84

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然環境破壊に反対します。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります

意見書 85

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！です 人体への悪影響有り。 「イトウ」を守る。 風力のメンテナンスをお金がかかりすぎるけねん	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。尚、事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 86

番号	意見の概要	事業者の見解
1	故障時のメンテナンス、外国メーカーの場合、何年対応できるか。 修理費を負担出来ない自治体があり、放置されていると聞いたことがある。 電力ケーブル破損時の対応は？特に海中ケーブルの場合、自治体は対応出来るのか？	事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。尚、本事業において海中ケーブル敷設は行いません。

意見書 87

番号	意見の概要	事業者の見解
1	宗谷岬の近くに 3600 ヘクタールもの広さの風力発電装置を作る計画があるそうですね!? 低周波の健康被害は人間だけでなく、動物や植物まで及ぶでしょう！ アメリカのトランプ大統領も風力発電や電気自動車を無くすと声明を出しました。 中国製の発電機械を導入する気がミエミエですね。 知事としての良心を期待したいです。美しい自然を守りましょう。	実際に改変する面積は、方法書に記載の3,600haのうち一部です。次の準備書段階でより具体的な改変区域をお示しいたします。まずは、今回お示した手法に対して、北海道や経済産業省の審査を受け、専門家の意見を踏まえた調査を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図れるように事業計画の熟度を高めてまいります。

意見書 88

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ 自然をこわしてまで必要とは思えない 「イトウ」を守る。 メンテナンスに膨大な費用がかかる！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。尚、事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

		は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。尚、事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。
--	--	---

意見書 89

番号	意見の概要	事業者の見解
1	2年前位にも意見書(反対)書いています！！ 環境影響評価の目的であるはずですが住んでいる住民の意見からも分かるように、動物、自然をこわしてまで行う事業ではないと思います！！ 人と自然が共存する事を最優先に北海道の昨今の現状からも大反対です！！ ◎メンテナンスや廃棄物(後世)の点からも今やるべき事業とは思えませんし、かなりの問題を1つ1つ解決していかなければ…難題！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。尚、事業計画には発電所運開後のメンテナンスに係る費用及び設備の撤去等のための積立を考慮し、事業の開発及び運営が可能であると判断しております。

意見書 90

番号	意見の概要	事業者の見解
1	・景観の視点もさることながら、治水等自然災害リスク増大の視点からも良くない！！ ・低周波が生態系に与える影響が懸念される ・SDGSは陰謀であり、環境にやさしくない ・全面的に反対です！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 91

番号	意見の概要	事業者の見解
1	・風車の影響による環境破壊、土砂災害等が懸念されます。森林伐採等 ・ヒグマの出没がはじまり生態系への影響 ・景観について、美観を損ねる(環境破壊)	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。また、この地域でどのぐらいヒグマが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。 災害対策については各種調査に基づき関係機関との協議を踏まえながら関係法令を遵守できる設計を行い、さらに第三者機関等の審査を受けたうえで許可を得ることで、土砂崩れ等の災害を起こさないよう適切に対策を検討してまいります。 景観への影響につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果をもとに、地域住民や自治体の意見等もいただきつつ、必要に応じて環境保全措置も検討することで、皆さまのご理解を得られるように事業計画の策定に努めていく方針です。

意見書 92

番号	意見の概要	事業者の見解
1	先人から受け継いだ土地を目先の利権のみで環境破壊をするのは疑問であり、また健康被害も目に見えない形で出ていることにも危惧を感じます。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。

意見書 93

番号	意見の概要	事業者の見解
1	自然破壊するので反対です	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 94

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ 「イトウ」自然をはかいするだけだと思います	本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。

意見書 95

番号	意見の概要	事業者の見解
1	上記風力発電事業には絶対反対です!! この問題は宗谷地域だけの問題ではありません、道民、日本国民の重大問題です。 電気エネルギー獲得のためだけに 3,600ha の広大な自然を破壊してまで事業を推進するのか大いに疑問です。 熊、鹿、等の野生の動植物の生息地が無くなり結果、近隣居住区、畑、酪農放牧地の出没被害、作物被害、生産被害に必ずつながります、現に被害があります。 環境破壊、特に森林伐採は動植物に多大な影響を与えるのは勿論のことですが水資源にも影響が大きいことを考慮しているとは思えません。 森林植物は野山に水を蓄えるだけでなく、沿岸漁業者にも多大な被害を与えます。 樹々の落ち葉は腐食後バクテリアにより分解されミネラル豊富な水は河川から海へと流出し、このミネラル豊富な水は海水中のプランクトンの餌となり魚貝、海藻の生育に大きな影響を与えています。 北海道沿岸の昆布は世界に類を見ない良質なもので、30年ほど前から輸出され世界の食文化に大きく影響を与えている海産物です。 仮にこの風力発電が 100 年間使用できたとしても、何千年も続いてきた大自然を破壊すること自体ナンセンス極まりないことです。 破壊した自然は復元できませんから。 高さ 191m の巨大な建物を北海道の大自然の中に 45 基も設置すること自体、不気味ですし国防に関わるレーダーサイトへの電波障害は大丈夫なのでしょうか？ 一時的に民間建設会社による雇用は増えるでしょうが、それは一部の利益にしかならない事業に反対します。 以上	実際に改変する面積は、方法書に記載の 3,600ha のうち一部です。次の準備書段階でより具体的な改変区域をお示しいたします。まずは、今回お示した手法に対して、北海道や経済産業省の審査を受け、専門家の意見を踏まえた調査を行い、その結果に基づき影響の回避又は低減を図れるように事業計画の熟度を高めてまいります。また、森林管理署等と協議を行い、水道水源に影響を与えない方法で事業計画を策定してまいります。 この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。 事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 関係自治体の基幹産業である酪農や、漁業、自然環境をはじめとする観光資源は弊社としても重要と考えております。今後、近隣にお住いの地域住民の方との対話を重ねさせていただき、事業に対するご理解を得ながら、より良いかわり方を模索してまいります。 風車配置を検討するにあたって、関係省庁へ計画変更の都度照会をかけ、影響が無いように配慮してまいります。

意見書 96

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電には反対です。	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 97

番号	意見の概要	事業者の見解
1	私は、(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に強く反対します。この計画は、貴重な自然環境を破壊し、地域の生態系に深刻な影響を及ぼす可能性が高いため、以下の理由をもって事業の中止・撤回を求めます。 1. 貴重な自然環境の破壊 本事業のために広大な森林が伐採され、山の尾根が削られ、幅広い作業道路が敷設される予定です。これは、数万年かけて形成された貴重な自然環境を不可逆的に破壊するものであり、北海道が誇る壮大な景観を損なうことになります。二酸化炭素を吸収する森林を伐採してまで「再生可能エネルギー」を推進することは、本末転倒ではないでしょうか。	1. 方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。
2	2. 絶滅危惧種イトウの生息環境への悪影響 本事業の影響を受ける稚内市や猿払村の河川には、日本最大の淡水魚であり絶滅危惧種のイトウが生息しています。風車の建設に伴う開発行為によって、水質の悪化や生態系の変化が生じれば、イトウの生息地が破壊され、絶滅を加速させる危険性があります。	2. 本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。 まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種ご意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討いたします。
3	3. 野生動物の生息地の喪失 作業道路の敷設や風車の建設によって、ヒグマやエゾシカ、キツネなどの野生動物の生息地が分断され、追いやられることが懸念されます。特に、ヒグマの出没が増えている現状を踏まえると、人間の生活圏との軋轢を生み、住民の安全を脅かすことにつながりかねません。行政は「風力発電とヒグマの出没の因果関係は証明が難しい」としていますが、実際には風車建設とともに出没が増えており、住民の不安は高まっています。	3. 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると考えられる場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息して

		いるか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の可否を含めて検討してまいります。
4	4.バードストライク(鳥類衝突事故)のリスク 宗谷丘陵は、多くの渡り鳥が飛来する地域でもあります。高出力の風車が 45 基も建設されることで、バードストライク(鳥類衝突事故)が発生し、多くの鳥が命を落とすことが懸念されます。風力発電による野鳥の衝突死は世界中で問題視されており、環境影響評価においても十分に検討されるべきです。	4.風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全のうえで事業実施上重要な課題と認識しております。今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握したうえで、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測及び評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
5	5.低周波音による健康被害の懸念 風車の稼働による低周波音が、人体や動物に深刻な健康被害をもたらす可能性があります。すでに国内外の事例では、低周波音による頭痛、不眠、めまい、倦怠感などの症状が報告されており、これが住民の健康に悪影響を及ぼすことが危惧されます。	5.風力発電所が発する低周波音について、風力発電施設から発生する音と健康被害の関係に関する国内外での様々な研究が進められており、その結果を取りまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(環境省)」にて、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」と報告されております。低周波・超低周波音による影響については上記のとおり報告されておりますが、今後、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するように努めます。また、その結果は準備書において定量的にお示しします。
6	6.景観破壊と観光への影響 宗谷丘陵は、北海道でも有数の観光資源であり、多くの観光客が訪れる場所です。しかし、高さ 191 メートルにも及ぶ巨大風車が 45 基も林立すれば、その景観は大きく損なわれ、観光業にも悪影響を及ぼすことは避けられません。 結論:本事業の中止・撤回を求めます 以上の理由から、私は(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に強く反対し、事業の中止・撤回を求めます。 この貴重な自然環境を守るとは、私たちの責任です。次の世代に豊かな自然を引き継ぐために、持続可能な環境保護の視点を持ち、慎重な判断を求めます。 以上。	6.景観への影響につきましては、今後の調査、予測及び評価の結果をもとに、地域住民や自治体の意見等もいただきつつ、必要に応じて環境保全措置も検討することで、皆さまのご理解を得られるように事業計画の策定に努めていく方針です。

意見書 98

番号	意見の概要	事業者の見解
1	420 基の建設予定ということですが、そんなに必要なものなのでしょうか？ 調べるとほとんどメリットになる事はないと確認しています。 電力を発電するものが逆に電力を消費する。 地元民は電気代は安くならない。環境への深刻な影響がある。 北海道といえば大自然と食が売りなのに、それを破壊しようとしているこの事業は何のためになるのでしょうか？ ぎもんばかりです。 立ち止まって冷静に考えて下さい。	本事業で 420 基の風車設置は計画しておりません。方法書第 2 章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO ₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 99

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電設置は、自然をこわして、まわりの動物、植物も、こわしてしまいますね！ 設置反対です。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。

意見書 100

番号	意見の概要	事業者の見解
1	近年脱炭素化の政策・事業が至上の命題のように言われていますが、果たしてそれが環境にとって本当に良いのかどうかは疑わしき点多く見受けられます。 今世間を騒がせているEV車、温暖化ガス排出がきわめてゼロに近いとされていますが、そのエネルギーを作り出すリチウムイオン電池は製作過程において多大な温暖化ガスを発生し、脱炭素化にはほど遠いとされています。なおかつ充電は通常の電力です。また太陽光発電もしかり、ソーラパネルの製作、解体を考えると果たして脱炭素社会の実現にどれほど貢献するか疑わしいものです。 一方、風力発電は洋上、陸上を問わず風のエネルギーを使用したもので脱炭素化社会の申し子とも言うべき発電方式です。しかし、そのためには広大な土地、海上を必要とし、人の住まない山奥や海上にその基地を必要とします。そのために森林、原野、海上の自然を破壊しなければなりません。この自然が直接人の生活を脅かすことがない限り開発が行われています。しかし本当にそうでしょうか？我々人類は自然の恵みによって綺麗な空気、水、豊かな自然に生活するあらゆる生物によって支えられています。 広大な森林、何万年も前からの原生林を切り開き、道路を建設し、高い鉄塔を建てそれに風車をつけて発電する。発電した電力をまた鉄塔を建て送電する。それらが半永久的なものならまだしも20年が寿命の風車です。20年後には核融合による発電が実用化されるでしょう。従って20年後の風力発電には再投資が難しいでしょう。 その二十年間のために何万年もかかって作られた原生林、周氷河地形を破壊して良いものでしょうか？ましてそこには絶滅危惧種のイトウが生息していたり、渡り鳥の基地となっていたりします。 また付近の沃野では酪農・肥育行を営む農家さんが生活しています。風車は回転する時低周波音を発生し、動植物に多大な影響を及ぼすことも懸念されます。そこに働く人や家畜にも悪影響を及ぼします。ラムサール条約にも指定された土地もあり豊かな自然を守ることは私たち人類の責務です。 この風力発電を行うことに対して環境アセスメントなど十分に検討されたのでしょうか？どうもなおざりにされているとしか思えません。	方法書第2章に、風力発電によるCO₂削減量を記載しましたが、今後事業計画を検討していく中で、樹木伐採に伴うCO₂排出量、建設時におけるCO₂の発生量を踏まえ、CO₂の削減効果をさらに検証してまいります。 事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、本計画の対象地域における豊かな生態系が織りなす景観の重要性や動植物の生息状況についても、ご指摘を踏まえ、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえながら、現地調査において状況の把握に努めます。 関係自治体の基幹産業である酪農や、漁業、自然環境をはじめとする観光資源は弊社としても重要と考えております。今後、近隣にお住いの地域住民の方との対話を重ねさせていただき、事業に対するご理解を得ながら、より良いかわり方を模索してまいります。

	今だけ、自分だけ、お金だけの新自由主義にとらわれていると本当に大切なものを失ってしまいます。一度壊すと取り返しが効かないのです。もうすでに遅いという感もありますがこれ以上自然破壊に拍車を掛けないで頂きたい。脱炭素社会の間違った事業はなんとしても中止して頂くことを強く強く要望いたします。	
--	--	--

意見書 101

番号	意見の概要	事業者の見解
1	反対！！ 防衛の関点から 未来の子供たちへ自然を守っていくのが大人達の責任です	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。また、防衛の観点については、風車配置を検討するにあたって、関係省庁へ計画変更の都度照会をかけ、影響が無いように配慮してまいります。

意見書 102

番号	意見の概要	事業者の見解
1	1.二酸化炭素を吸収する立木や植物を伐採するとは本末転倒。	1.方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。
2	2.太陽光発電・風力発電共に安定した発電量が望めない。	2.方法書第2章に、風力発電によるCO₂削減量を記載しましたが、今後事業計画を検討していく中で、樹木伐採に伴うCO₂排出量、建設時におけるCO₂の発生量を踏まえ、CO₂の削減効果をさらに検証してまいります。
3	3.事業費を抑えるため安い中国産の使用は国内製品使用で公的資金投入目的に反する行為。	3.ご意見ありがとうございました。
4	4.既に国内の設置個所では火災が発生しているが、危険物質の流出のため消化放水が出来ない。以上です。	4.風車には火災検知機能及び自動 소화機能を有した風力発電機を採用し、万が一の際には迅速に対応できる体制を整えてまいります。

意見書 103

番号	意見の概要	事業者の見解
1	①風力発電基について 国は再生可能エネルギーの増加は CO₂削減に寄与するとしていますが、どこにどのくらいの施設、量を配置すればよいのかのきちんとした計画もなく、企業が特需とばかり闇雲になだれ込んでいと感じます。 稚内にはすでに 118 基の風力発電基を有し、27,000 キロワット、稚内市の電力需要の約 3 倍を有していると、市の資料にありました。この電力はどこへいくのでしょうか。誰が使うのでしょうか。売買するためだけの電力なのでしょうか。 地球温暖化防止の貴重な担い手である自然を破壊すれば、たとえ環境に配慮するといっても、二度と元には戻らず、いまの生態系は失われます。 過剰な風力発電基設置は本末転倒です。今回の事業計画を止めて下さい。	①方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続を通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。
2	②生態系への調査について 2 万年前の氷河期に形成された宗谷丘陵は、北海道遺産に選定された貴重な財産です。国の天然記念物に指定されているオオワシやオジロワシなど多くの渡り鳥が飛来し、すでにこれまでに何例も風車の三枚羽に切り裂かれ、命を落としています。 渡り鳥だけでなく行き来する小鳥類、生息動物、酪農の動物たちへの影響は大です。 低周波への不安も聞かれます。 生態系の調査にあたっては、対象動植物の生態系を十分把握し、対象ごとの調査日数、調査期間、調査季節、昼間・夜間など、入念な調査を実施して下さい。 低周波についても、これまでに築かれた知見を調べ、活用して下さい。	②本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえたうえで、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があるとして予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。
3	③保安林の保全について 今回の企業計画の区域は、大部分が固有林・保安林に指定されています。水源の保護、土砂災害の防止など安全な環境を保つ役割を果たしている重要な保安林に重機を入れることは、土砂流出、地すべり、山腹崩壊など、人災で引き起こすことになります。 将来に禍根を残すことのないよう、保安林に風力発電基を設置しないで下さい。	③保安林は水源涵養や土砂災害の防止等、生活環境の保全機能を維持するために必要なものであり、それらの機能が阻害されないことが前提と認識しております。今後の事業計画の検討に際しては、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。また、風力発電機の配置位置、既存林道の拡幅を検討する際には、林野庁の定める技術基準にしたがって設計・施工を行うとともに、工事に際しては、土砂流出・濁水発生対策等の適切な対策を実施し、河川の水質への影響を回避、低減するように努めてまいります。

意見書 104

番号	意見の概要	事業者の見解
1	御社が事業を進めている風力発電事業に関し、方法書の縦覧並びに説明会に参加した中から、本事業について、以下の意見を述べさせていただきます。 『環境保全の見地からのご意見を』と若干異なりますが、住民説明会の実施方法について、はじめに申し上げます。 23 年 9 月に『配慮書』の縦覧が行われ、電子縦覧による意見書を提出させていただきました。 ①『配慮書』縦覧段階での住民説明会はなかったと記憶していますが、本来、その段階での住民説明は必要とされていないものなのかどうか。(私が失念していたとするならばお詫びいたします)。 ②今回の『方法書』縦覧では、村 HP でも告知され、縦覧期間も示されていたものの、御社の HP においても説明会開催については触れられていませんでした。12 月 9 日の経産大臣への届け出以降、翌 10 日からの縦覧、そして 18 日～20 日までの、豊富町・猿払村・稚内市での市町村民説明会となっていました、あまりに短期間で、新聞報道が開催の 2 日前でした。開催の告知については、開催市町村が、防災行政無線や回覧などで周知するものとするならば、猿払村として事前告知の必要なしと判断したのかもしれませんが、説明会でもこの点については、明確な回答はなかったと記憶しています。会場を設定し資料を準備しということ考えると、一定程度早い段階で説明会日時は決定していたのではないかと思います。私も長く村職員として奉職していましたので、このようなスケジュール設定には疑問を抱いてしまいました。住民説明会が任意か必須かは別として、巨大な事業を展開するには、住民への説明に重きを置いていないのではないかと思います。現に、説明会が開催されたことも知らなかった多くの村民がいたのも事実です。ただ、前述のとおり、村当局側の判断だとするならば、村当局への確認したいと考えています。	①配慮書段階では住民説明会の実施は法律に定められておりません。ただし、地元からの理解が得られるよう、配慮書縦覧前の段階から地元地区には法定外説明会も実施し、その結果について自治体とも共有しております。 ②方法書の説明会は環境影響評価法第 7 条の 2 に則り令和 6 年 12 月 10 日付で日刊紙に公告を掲載し、同時に 12 月 18 日～12 月 20 日に開催した説明会についての公告も行っています。今後のお知らせの方法等については、より良い方法を模索してまいります。また、環境影響評価法に定められた説明会以外でも、近隣地区を対象とした説明会を適宜実施しております。今後も引き続き、ご理解が得られるよう、説明会等を適宜実施してまいります。
2	◎『方法書』に関する意見等 1. 御社が、事業想定区域を 5 分の 1 に縮小されたことは、イトウを始めとする当該区域の希少性に配慮された結果と好意的に受け止めています。もちろん、これで十分ということにはなりませんし、今後もより緻密な調査・分析を行うことで、安全性や危険性も含めて明らかにされるものと考えます。	1.ご意見ありがとうございます。
3	2.『方法書』は、次の段階である『準備書』策定に向けての、多項目に亘る調査方法について説明されていますが、専門的な表現や記述になるのは止むを得ないとしても、現計画では『準備書』作成が 2026 年とされています。13 項目の調査が行われ、取得データの分析等を考えるならば、2 年後の同じ時期には『準備書』が示されるものと考えます。それまでの期間、調査だけではなく、並行してハード面の設計や工事の計画も進められていくとするならば、『準備書』が作成される前段、つまり『配慮書』や『方法書』に相應の時間をかけるのが適切と考えています。 もちろん、『準備書』手続きについても、住民説明会や国、北海道からの意見などが整理されることにはなりますが、過去においても、風力発電事業に関わらず、様々な国策の許認可が下され、最終的には事業が実施されてきたという経路をたどっています。事業者側とすれば、法定された手順を踏み、住民への説明も行い、環境や経済性、費用対効果も含めた事業として成立するのでしょうか、その一大プロジェクトの土俵となった地域は、将来に亘って大都市や大経済圏への電力供給エリアとして、時には人為的事故や不測の自然災害に備えなくてはならず、当該自治体・住	2.方法書第 2 章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加は CO₂ 削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置検討、改変面積の最小化等の環境保全措置を講じることで、影響を極力低減する方針です。また、森林管理署等と協議を行い、水道水源に影響を与えない方法で事業計画を策定してまいります。

	民への負担もおおきくなります。 これまで様々な地域での実績を持つ御社を始めとする他の事業者様も、『地域との共生策』を掲げ、実施もされています。ただ、表現としてはあまり適切ではないかもしれませんが、人口も少なく、建設にかかる付帯的な工事の費用も安価が望める北海道は、『草刈り場』にされているような気がしてならないのです。例えば、水環境一つとってみても、企業誘致や工場誘致といったものを模索する自治体も多いのですが、猿払村を支えている農業・漁業や付随する加工業などは、飲料用・工業用も含めて『水』が重要で、比喩的にはいきませんが、将来的な地元への電力供給が果たされる保障が確約されたとしても、最低限現状の水量が確保されていることで成り立っている現在の産業環境を守りたいですし、この先、決して豊かではない水資源への影響を考えれば、今ある状況が改変されるかもしれないことへの懸念を持っています。	
4	3. 環境影響評価項目について 今回示された「環境影響評価方法書内 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果」について あくまで計画段階での配慮事項であるという点は理解した上で、その中にある「選定する理由又は選定しない理由」についてお聞きます。 「大気環境」をはじめとした10の環境要素、26の環境要因が示されています。方法書段階での配慮事項の選定とされたものは8要因とされ、18要因は現段階では選定しないとされています。 選定しない理由の殆どは、『現時点では配置や工事計画が決定していないため』となっています。 そして、それらは方法書以降で様々な措置を検討することで、その影響を回避、低減できるとされています。 ①「方法書以降」とは、どの段階を指しているのでしょうか。 ②説明会で配付された資料にある今後のスケジュールでは、基本設計についても並行して進められていると思われるのですが、2026年度中に予定されている「準備書」で一定程度の配置・工事計画が示されるとするならば、本事業の半分以上が進められていることとなり、果たしてその段階において、不測の事態が発生した場合、設計の変更も伴うと考えられますがいかがでしょうか。 ③仮定の質問には答えることが難しいとは存じますが、仮に大幅な計画変更を余儀なくされた場合においても、事業者として風力発電計画の継続が可能なかどうか。電力供給としての『業』を成り立たせるためには、どれほどの規模低減、縮小がボーダーラインとなるのか示すことはできるのでしょうか。 ④「水環境」「動植物」についてお聞きます。 それぞれ海域への影響について、『陸上に設置する風力発電所だから、海域への影響は想定されない』としていますが、作工物は陸上であるが、陸上と海域をつなぐのは河川であり、立地場所が陸上だからという理由は、少し短絡な表現に思えます。 ⑤「景観」についてお聞きます。 「景観」については、計画段階配慮事項として選定されていますが、他の環境配慮事項の要因では方法書以降に諸々の対策を講ずるとしているものの、「景観」については、この計画段階で「影響を受けるおそれがある」として、すでに配慮事項として選定されています。「おそれがある」とした具体的な理由を示すことが必要ではないでしょうか。	3. ①「方法書以降」とは、「方法書」、「準備書」あるいは「評価書」段階を示しています。 ②③まずは方法書に対するご意見を踏まえたうえで調査を行い、動物の生息状況及び植物の生育状況を把握します。そのうえで、可能な限り環境への影響を最小限に抑え、事業計画を検討いたします。その中では不測の事態が生じた場合、設計の変更および風力発電計画の継続可否を含めて検討する予定です。 ④本事業の実施による土砂流出等に伴う濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、河川まで濁水が到達する場合には海洋環境まで影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても影響低減に向けた検討をまいります。 ⑤風力発電事業の特性上、景観への影響は、他の項目と比較して影響範囲が大きく、今後の事業計画の検討によって影響の回避が困難な項目であることから、計画段階配慮事項として「影響を受けるおそれがある」として選定しております。

5	計画段階での環境影響への配慮については、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」でも、書かれています。が、「計画熟度が低い段階では、予測評価が実施できない場合もある」とされ、「計画熟度が高まった段階で検討の対象とするのが望ましい」となっています。前段の質問にもあるように、「熟度」の段階がいつなのか、その段階では事業全体の進捗を鑑みれば後戻りができないところまで進んでいるのではないという懸念があります。「準備書」についても、縦覧、説明会という流れになると思いますが、その手続きが進めば「評価書」が作成され、確定すれば、認可、着工、数年後には供用開始となるようですが、地域事情や社会環境・経済状況も変化していくことも想定されます。より一層の丁寧な取り組みを要望します。	今後、自然環境及び騒音などの生活環境の調査を行い、専門家の方のご意見を踏まえ、影響の予測及び評価をします。その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画の検討を進める中で熟度を高めてまいります。また、近隣の住民の皆さまとの対話を継続し、地域事情・社会環境・経済状況も考慮しながら丁寧な取り組みを行ってまいります。
6	4. 再度「水環境」について 今回計画されている設置場所へのアクセス道路(建設・維持管理も含めて)について、既存の道道や市町村道からの接続とされていますが、水源環境への影響についてお聞きします。村内の水道水源は宗谷丘陵を源としており、これまでの経験則では決して保水力に優れた森林形成にはなっていません。春の融雪期には濁水が多くなるのは止むを得ない面もありますが、夏から秋の降雨時には、短時間で河川流量が増加し、あわせて地表面が洗われたことによる濁水も多く、飲用水としての水源機能が果たせないことも過去には何度もありました。「水」とくに飲用水は作られるものであることから、現状でも取水地点での前処理が必要となります。この現状に加え、水源上流部での作工物設置に係る作業用道路や関連資材の仮置きスペース、また風車設置後の維持管理に係る車両乗り入れなどを考えると、取水環境へのマイナス要素しかありません。水源涵養には針葉樹・広葉樹の混交林が適と言われますが、事前調査の結果としての植生分布や地質等を考慮するならば、既存の水道水源上流に手を加えるのは得策ではないと考えますが、いかがでしょうか。建設が止むを得ないとしたなら、決して地力があるとはいえない宗谷丘陵を河川水系の源としている猿払村に住む者として、生活に欠くことのできない「水」が脅かされることのない方策をとって頂きたいですし、懸念されるどんな小さなことも回避する手立てを講じて頂きたい。強く要望します。	4.土地の改変について、方法書でお示した対象事業実施区域のすべてを改変するものではなく、実際に土地の改変が行われる区域は、対象事業実施区域の一部です。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置検討、改変面積の最小化等の環境保全措置を講じることで、影響を極力低減する方針です。また、森林管理署等と協議を行い、水道水源に影響を与えない方法で事業計画を策定してまいります。

意見書 105

番号	意見の概要	事業者の見解
1	本意見書は 2006 年から現在まで猿払村に所在する環境保護団体に所属しイトウを含むサケ科魚類の生息、産卵床調査、研究者との魚類河川環境調査の実施経験をもとに作成しました。 ○方法書にはイトウ生息地と水道水源の集中する猿払側の事業区域を除外したとある、影響回避のための除外であればその影響の数値、根拠、現在の河川土砂流入量、水質、水位、山林保水力のデータ等を把握し事業の事前事後比較想定の上での判断と思われるが、それらのデータ、根拠、判断基準を示してください、またイトウの産卵遡上が貴社の調査で確認されている猿払村外の水系で除外されていない理由及び、データ、科学的根拠や判断基準を示してください。今後も調査結果をもとに何らかの判断基準で事業区間の想定がなされたと思われるがその除外等の可否の判断基準を示してください。	○除外した範囲の根拠 水道水源やイトウへの影響を回避するため、一号線川、猿骨川、三号線川、カリベツ川の集水域を事前に改変検討区域から除外しており、これは配慮書段階での各種意見や専門家の助言、関係機関との協議内容を踏まえ、環境リスクが高いことが判明したため、造成計画設計の前段階で判断したものであり、数値データに基づくものではありません。 方法書段階で除外した地域は、水道水源や既知のイトウ産卵床が多く含まれる(Fukushima & Rand 2021)ことに加え、地形が急峻であることから、地形改変時に発生する濁水や土砂による影響の低減が比較的困難になり、環境リスクがより大きくなると考えられることから、事前に区域から除外し、影響を回避または極力低減することが適当であると判断しました。 今後の対象事業実施区域の検討にあたっては、地権者や関係機関との協議内容、環境影響評価の結果、専門家の助言を踏まえて予測及び評価を行います。その結果、影響を十分に回避または低減できないと判断された場合は、改変区域や風車の配置変更なども含めた環境保全措置を検討する方針です。 ・Fukushima M, Rand PS (2021) High rates of consecutive spawning and precise homing in Sakhalin taimen (<i>Parahucho perryi</i>). <i>Environmental Biology of Fishes</i> 104: 41-52.
2	○イトウ産卵河川への影響回避の判断基準を示してください、現在の集水域の山林保水力、濁水や泥の処理の想定等や集水域の水位、水温の変動の想定と事業の工事中、事業開始後の比較ができるデータ、科学的根拠がなければ判断できないと思われるが、現在保有しているそれらの具体的なデータの比較、予想の根拠を示してください。 また水道水水源への配慮、調査について、貴社が開催した猿払村での住民説明会では一切言及が無かったが、今後も住民や猿払村役場が納得するような説明や調査、配慮は行われないのか？水道水源集水域の尾根部分に建設予定の道路がイトウや水道水源に大きな影響を及ぼさないと判断したデータ、科学的根拠、判断基準や貴社の考えを詳しく示してください。	○イトウ産卵河川への影響回避の判断基準 イトウの産卵河川への影響回避の判断基準として、改変箇所から発生する濁水が河川に到達し、且つ、水質の現況値から逸脱すると認められた場合には、影響があると考えるのが適当であると考えております。水質の予測手法は、裸地から発生する浮遊物質量は「道路及び鉄道建設事業における河川の濁り等に関する環境影響評価ガイドライン」、沈砂池排水の浮遊物質濃度を「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」、沈砂池排水の土壌浸透予測を Trimble and Sartz(1956)及び「森林作業道からの濁水流出を防ぐために一林地の濁水流出防止効果―」、流出係数は「北海道林地開発許可制度の手引き」を参考とし、具体的な予測結果は準備書以降の段階でお示しする予定です。 また水道水水源への配慮につきましては、集水域を区域から除外することで既に一定程度の配慮は為されていると認識しており、尾根部等の分水嶺付近の改変における影響につきましては、今後、現地調査による水質の現況調査並びに改変区域から発生する水の濁りの予測及び評価を踏まえ、水道水源への影響についてご説明する予定です。 ・建設省都市局都市計画課(平成 11 年)「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」ぎょうせい、面整備事業環境影響評価研究会

		・岐阜県森林研究所(平成 11 年)「森林作業道からの濁水流出を防ぐために一林地の濁水流出防止効果」ぎふ森林研情報 No.82,p.5-6 ・George R. Trimble, Jr.,and Richard S. Sartz(1956)How far from a stream should a logging road be located?..Journal of Forestry p.339-341 ・環境省 総合環境政策局 環境影響評価課 環境影響審査室(平成 21 年)「道路及び鉄道建設事業における河川の濁り等に関する環境影響評価ガイドライン」 ・北海道水産林務部林務局治山課(令和 6 年)「北海道林地開発許可制度の手引き」
3	○イトウの産卵状況を建設可否の判断指標としていると思われるが、イトウの産卵時の河川利用の多少により事業の可否を判断することはイトウ保護に逆行すると思われる。生息数や産卵遡上数が少ない河川は配慮や影響回避、建設想定地域からの除外をしないのか？貴社の考えをお示しください。またイトウ産卵状況を確認しそのデータをもって誰がどのように建設区域の除外や可否を決定するのかプロセスや方法・判断基準を詳しく示してください。	○イトウの遡上が少ない河川への配慮 本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。 まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討します。また、調査結果をもとにした工事計画の検討プロセスについては、水質の予測結果を考慮した予測・評価を行い、専門家等に相談のうえで、適切に検討する予定です。
4	○イトウの生息や調査・影響についての意見を聴取している専門家は事業区域での調査経験があり、当地のイトウの生態に精通し事業区域の産卵や生息状況を把握しデータを保有している人物でアドバイスを受ける専門家として適当であるか？事業区域のイトウ産卵等の利用状況のデータ保有者が居るのを認識しているか？また貴社がデータ保有者等の人物からの意見聴取・情報収集する努力をしたか詳しく示してください。	○意見聴取を実施した魚類の専門家は、道北地方を含む北海道全域でのサケ科魚類の研究における第一人者であり、開発事業におけるアドバイザー等も歴任されていることから、本事業の影響及び環境保全措置等における専門家として適当であると考えております。また、事業区域の周囲のイトウ産卵等の利用状況のデータ保有者につきましては、可能な範囲で打診しております。

5	○無人撮影装置等でのイトウ遡上調査では水系や支流ごとの河川規模、産卵期の違い、濁度、水位、画角、水面の反射、照度、産卵域までの距離等で定量的なデータ取得は困難であり繁殖、産卵床の状況を把握するには不適切であると思われる、またイトウ稚魚調査も稚魚の浮上が、産卵時期、水温の推移、降雨、水量で変動し、気象条件や孵化率、浮上後の水位変動による稚魚流下等に大きく影響されるため、調査日に河川内に存在する稚魚数が産卵床数に関わらず大きく変動すると予測されたためイトウ産卵床や繁殖状況を把握するには不適切であると思われ、これらの調査で得られたデータをどのような基準、数値、比較、判断で利用するのか、それらを誰がどのように判断し事業に反映させるのか詳しく示してください。	○Rand & Fukushima (2014)から、イトウの繁殖遡上は流量との負の相関が示されていることから、本事業地周辺におけるイトウの遡上時期も春季に遡上する他のサケ科魚類と同様に、融雪出水の濁り・流量のピークが過ぎた後の、濁り等が比較的落ち着いた時期に遡上すると考えられます。本調査の実施場所は河川水位が低く、川幅も狭い上流域の渓流部に位置するため、濁り等が比較的落ち着いた時期であれば、体高のある本種の確認は容易であり、現地でも目視観察と同程度に検出できることを確認しております。同じく Rand & Fukushima (2014)から、年によって異なるものの、イトウは主に日中に遡上する傾向が強いことも示唆されています。無人撮影機によるスクリーニング調査結果は、これまで当該地域において実施された既往調査 (Fukushima 2001 ,Fukushima & Rand 2021)とも矛盾しません。以上のことから、無人撮影機による撮影によって、各水系間の遡上状況には一定程度の信頼性が得られるほか、他の手法と比較して調査者バイアスがかからず、イトウの存在を証拠映像として記録できる点で有効性が高い手法であると考えております。 また、今後実施する現地調査では、環境DNAによる調査を並行して実施するとともに、調査地点の地形、撮影時条件、物理環境条件等についても整理したうえで、準備書以降の図書にお示しします。 •Rand PS, Fukushima M (2014) Estimating the size of the spawning population and evaluating environmental controls on migration for a critically endangered Asian salmonid, Sakhalin taimen. Global Ecology and Conservation 2: 214 225. • Fukushima M (2001) Salmonid habitat geomorphology relationships in low gradient streams. Ecology 82: 1238 1246. •Fukushima M, Rand PS (2021) High rates of consecutive spawning and precise homing in Sakhalin taimen (Parahucho perryi). Environmental Biology of Fishes 104: 41 52.
6	○通常イトウやサケマス類の産卵床分布や産卵利用状況は産卵床数計数が実施され、環境調査会社や研究者、一般の市民、民間環境保護団体でも広く実施されているが、方法書にある調査手法を採用した理由と産卵床調査を採用しなかった理由を詳しく示してください。	○イトウの稚魚調査では、産卵床数を推定のほか、産卵の箇所の上流部を確認する目的で実施します。産卵床調査では、上記の理由に加え、写真等による検証が行える記録が取りづらいこと、森ら(1997)の報告にあるように偽の産卵床等の繁殖に寄与しない産卵床等も存在することから、確実な繁殖実績を把握又は記録することが調査者の知識や経験に左右されますが、稚魚調査は技量や経験による調査結果のバイアスが小さく、個体写真等によって確実に記録が残せる点において、適当であると考えております。 ・森由行・福島路生・小野有五・倉茂好匡 (1997)北海道猿払川におけるイトウの産卵場所選択,Wildlife Conservation Japan3(1):41-51

7	○イトウの環境 DNA リアルタイム PCR 調査で得られたデータの利用方法と事業へ反映する際の数値や比較・判断基準を詳しく示してください、意見者が関わったイトウの環境 DNA 調査数件では、対象生物の量に関わらず、対象生物からの距離、水位、流速、濁度、採水位置、河川規模、繁殖行動の有無等で検出される DNA 量が同河川の同所、同時間であっても差異が生じた、本調査手法はイトウ 1 個体から出る DNA の一定の量が把握されていないため利用方法が限定されると思われるが、この手法を用いてどのように事業等に反映させるか、またこの方法を選択した理由を詳しく示してください。	○イトウの環境 DNA リアルタイム PCR 調査では、Mizumoto et al.(2017)を参考に、イトウの遡上及び幼稚魚の生息の有無の確認に加え、イトウのバイオマス量の多寡を評価する予定です。試料採取のタイミングによっては環境 DNA の濃度が上流側のイトウのバイオマス量を反映しない可能性も踏まえ、採水時間帯や場所を変えて複数回採水を行い、各試料を混合して 1 サンプルとするなど、可能な限り平均的な DNA 濃度が得られるように採取致します。また、本事業では環境 DNA 調査に限らず無人撮影調査、稚魚調査も並行して実施し、それらの結果を総合的に判断することで、各水系におけるイトウの繁殖状況を把握できるものと考えております。 ・ Hiroki Mizumoto, Hirokazu Urabe, Takashi Kanbe, Michio Fukushima, Hitoshi Araki(2017) Establishing an environmental DNA method to detect and estimate the biomass of Sakhalin taimen, a critically endangered Asian salmonid, Limnology 19(3):1-9
8	○ワシ類の調査では季節ごと 3 日の調査とされているが、その調査手法・季節・回数・日数の妥当性と、事業想定地域周辺ではオジロワシを通年確認しているが、事業想定地域の餌生物の動向や天候等を把握し飛翔状況を調査しなければ適切な配慮や影響低減は不可能と思われるが、それらについての貴社の考えを詳しく示してください	○オジロワシについては、方法書にお示しております専門家の意見も踏まえ、生態系上位性注目種とはしておりませんが、オジロワシを含む希少猛禽類の調査については、専門家の指導・助言を得ながら、今後の現地調査を適切に実施し、鳥類への影響を予測及び評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。
9	○景観への影響の判断基準、数値等と、誰がどの様に影響の多少、有無、低減を判断し事業に反映するのか？この事業想定地域は 3 の事業が隣接しているため景観への累積的影響はかなり大きいと思われるが、累積の影響に対する貴社の考えや今後の方針、景観影響の判断とそのプロセスも含め詳しく示してください。	○風力発電事業の環境影響評価手続きでは、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果について北海道、環境省、経済産業省で段階的に審査が行われ、最終的な判断として事業に対して勧告が行われる仕組みとなっております。景観への影響については、予測結果としてフォトモンタージュ(写真合成)を作成し、その視認の程度から影響の多寡を評価し、必要に応じて環境保全措置を検討致します。ご指摘のとおり、景観は影響範囲が大きく、累積的な影響が大きいと想定されるため、今後可能な限り周辺の他事業の情報収集に努め、累積的影響の予測及び評価を行っていく方針です。
10	○本事業と隣接する 3 つの風力発電事業計画だけでも約 240 基の建設計画がある、これらの事業想定地域に含まれる天塩、猿払、声問、猿骨、鬼志別、知来別各水系はイトウ生息河川でありそれらに重大な影響が及ぶ可能性が大きく、風車本体や道路等の建設による環境改変面積は膨大となり、周辺の稼働中及び計画中の累積の影響は多くの生物・生態系・生物多様性や水道水源、景観に及ぶと予想されるが、累積的な影響評価は実施予定か、実施しない場合のその理由や累積の影響評価の判断基準等含めても詳しく示してください。 ○貴社の本事業の事業想定地域は周辺水系のイトウの生息にとって大きな脅威となり本種絶滅リスクを高める事業計画であり、猿払村の水道水源、住民や産業、生態系、河川環境、多くの生物に大きな悪影響を与える危険性がある、また貴社の調査、検証、住民への説明が不十分かつ不適	○累積的な影響につきましては、各環境影響評価項目の影響範囲に応じて適切に検討する方針です。イトウ、水質への影響では、河川の集水域における改変の程度が判断基準であると考えており、本事業が含まれる河川の集水域内で他事業が計画されている場合には、累積的影響の予測を行う予定です。しかしながら、流域面積が大きくなる河川の下流域等では、人工的な環境(道路・農地・住宅地等)からの影響が増大するため、累積的影響の予測範囲については専門家等の意見等も踏まえ、決定いたします。

	切であり、その判断基準等や科学的根拠が明確にされていない、これらの理由により本事業の中止を求めます。	
--	--	--

意見書 106

番号	意見の概要	事業者の見解
1	猿払イトウの会は、「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境方法書」について、意見を申し上げます。本事業建設想定地域周辺は、日本最大の淡水魚「イトウ」の数少ない生息地であり国内最大の生息河川が含まれる。猿払川、猿骨川、声間川、サロベツ川各河川の集水域が事業想定区域に含まれ河川本支流及びイトウの産卵河川への影響が危惧されその殆どがサケ、サクラマス、カラフトマスなどの産業魚種の産卵河川でもあることから漁業への影響も危惧される。本事業建設想定地域周辺の森林は貧弱で、この地域の天候特性により植林等の回復・代替処置等は困難であり、建設中や事業開始後も近年の気候変動(高気温・豪雨・少雨・降雪量の変化)の影響が顕著に出ると予想される。特に「イトウ」は河川の源流部から海までを生息水域としている魚で、風力発電事業による環境変化がその生息に大きく影響する可能性が高い。またそれらの影響は本事業想定画地域にある猿払村の水道水源に及ぶ可能性があり、産業・住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるため風力発電事業の中止を求めます。 1. 日本最大の淡水魚「イトウ」を含む魚類の生息環境への影響 イトウ学名(Parahucho perryi)は、日本最大の淡水魚でサケ目サケ科イトウ属に分類され、現在国内では北海道の15河川でしか繁殖が確認されておらず、環境省・北海道レッドリストⅠB類「絶滅危惧 EN」、IUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト「絶滅危惧 CR」に分類され減少の一途をたどっている。その生活史の中で源流から下流の本支流、湖沼、小支流、湿地帯、河口周辺の汽水域、海の全てを利用する。イトウは産卵特性上河川上流部から源流部周辺を利用するため、管理道路等が河川を横断した場合、河川交差部の工作物(カルバート等)がイトウを含む魚類の移動障害となることが危惧される。風力発電事業の建設に伴い、森林の減少と保水力の低下、融雪の早期化、水位低下と水温上昇が危惧され、小支流を含む水系全体の環境変化がイトウの産卵・遡上・孵化・生息の生活史全体に大きな影響を及ぼすと考えられる。河川水位の低下は水温上昇、水質の悪化、溶存酸素の低下、湿地の乾燥化を招き海洋への影響も危惧される。また尾根沿いに建設される長大な道路は自然が本来持っている河川水の分配機能を破壊し大きな偏りをもたらす(沢が枯れる、礫供や冷水の供給が低下及び停止、過度な増水と土砂流入)可能性が高く、これらもイトウの生活史全般に大きな影響をもたらす可能性がある。また、環境影響評価方法書の無人撮影装置によるイトウ遡上調査では河川規模・濁度・水深・各河川の産卵期・水面反射・照度・画角により差異が生じ、調査河川のイトウ遡上の定量的なデータの補足は困難であり、その調査結果をもとに得られた本種の遡上量や生息量によって事業区域の除外を判断するのは不適切である。稚魚調査は渇水等による孵化率低下、積算水温の推移による稚魚の浮上時期・浮上状況、浮上後の降雨増水による流下分散・分布状況等、気象条件や産卵数、その後の孵化成績など年次変動等に大きく左右されイトウ産卵床の詳細や状況把握には不適当と考えられ、そうした調査によって得られた結果による影響評価や事業想定地域の選定は不適切と言える。	1. 本事業におけるイトウへの環境配慮については、事業計画の熟度に応じて段階的に検討を行っております。 まず、配慮書から方法書の段階においては、文献調査及び各種意見によって確認された水道水源や重要湿地等の分布状況、イトウの繁殖状況に関する情報をもとに、計画段階で回避することが妥当であると考えられる水道水源及びイトウの産卵床が集中している河川の集水域を検討地域から除外しました。次に、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果をもとに、イトウの産卵床の多寡に関わらず影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて環境保全措置を講じることで、各水系に生息するイトウの産卵床への影響を回避又は十分低減できるよう検討します。 また、無人撮影機によるイトウ遡上調査については、Rand & Fukushima (2014)から、イトウの繁殖遡上は流量との負の相関が示されていることから、本事業地周辺におけるイトウの遡上時期も春季に遡上する他のサケ科魚類と同様に、融雪出水の濁り・流量のピークが過ぎた後の、濁り等が比較的落ち着いた時期に遡上すると考えられます。本調査の実施場所は河川水位が低く、川幅も狭い上流域の溪流部に位置するため、濁り等が比較的落ち着いた時期であれば、体高のある本種の確認は容易であり、現地でも目視観察と同程度に検出できることを確認しております。同じく Rand & Fukushima (2014)から、年によって異なるものの、イトウは主に日中に遡上する傾向が強いことも示唆されています。無人撮影機によるスクリーニング調査結果は、これまで当該地域において実施された既往調査(Fukushima 2001, Fukushima & Rand 2021)とも矛盾しません。以上のことから、無人撮影機による撮影によって、各水系間の遡上状況には一定程度の信頼性が得られるほか、他の手法と比較して調査者バイアスがかからず、イトウの存在を証拠映像として記録できる点で有効性が高い手法であると考えております。 また、今後実施する現地調査では、環境DNAによる調査を並行して実施するとともに、調査地点の地形、撮影時条件、物理環境条件等についても整理したうえで、準備書以降の図書にお示しします。 イトウの稚魚調査では、産卵床数を推定のほか、産卵の箇所の上流部を確認する目的で実施します。産卵床調査では、上記の理由に加え、写真等による検証が行える記録が取りづらいこと、森ら(1997)の報告にあるように偽の産卵床等の繁殖に寄与しない産卵床等も存在することから、確実な繁殖実績を把握する方法として適当であると考えております。

	事業者の調査では、サロベツ川でもイトウの遡上を確認しているがサロベツ川周辺は事業想定地域から除外されていない。説明会では「産卵床の詳細が把握できていないから」ということだが、調査の手法には「産卵床調査」は採用されていない。対し、猿骨川水系は産卵床調査が行われていないが、事業想定地域から除外されている。事業区域の選定・調査や除外の基準や科学的根拠が示されておらず、不明確であるため本事業の進め方は不適切である。	• Rand PS, Fukushima M (2014) Estimating the size of the spawning population and evaluating environmental controls on migration for a critically endangered Asian salmonid, Sakhalin taimen. Global Ecology and Conservation 2: 214 225. • Fukushima M (2001) Salmonid habitat geomorphology relationships in low gradient streams. Ecology 82: 1238 1246. • Fukushima M, Rand PS (2021) High rates of consecutive spawning and precise homing in Sakhalin taimen (Parahucho perryi). Environmental Biology of Fishes 104: 41 52. • 森由行・福島路生・小野有五・倉茂好匡 (1997) 北海道猿払川におけるイトウの産卵場所選択, Wildlife Conservation Japan 3(1):41-51
2	2. 保安林解除と伐採等の環境改変による河川水位・水質の変化、水道水への影響 建設計画地域の森林のほぼ全域が水源涵養等の保安林であり、それを源とする河川が猿払村の水道の水源となり住民、水産加工業、農業を含む事業者へ供給されている。建設計画地域では保安林を解除し、樹木の伐採、山肌掘削、発電機、管理・作業道路の設置等工事が行われるが、そのうち輸送路設置の改変面積だけで 660ha と配慮書段階から 6 倍に膨れ上がり、発電機の設置 880ha に加え施設の検討後にはさらに改変面積が拡大する予定であることから、本事業建設想定地域周辺河川、地下水等の水の量が著しく減少する可能性があり、河川に依存する猿払村の水道水源にも影響すると考えられる。元々猿払村の水道水源は山林が貧弱なことから潤沢とは言えないため、本事業の影響によるさらなる水量減少は村民の生活に大きな影響を及ぼすとともに、本事業建設想定地域周辺河川の水位低下による湿地の乾燥化など広範囲に自然環境や生態系・生物多様性に影響を及ぼす可能性が高く、2021 年夏期に事業想定地域に含まれる各河川で発生した河川の渇水と高水温、溶存酸素低下などによるイトウを含む魚類の大量死が常態化する恐れもある。 また、環境影響評価方法書の内容等では河川水位の調査・把握・検討が無いため猿払村の水道水源への配慮は無いものと思われ、事業者の説明会でも水道水源の水位に関する配慮や調査説明は一切なかったため本事業の進め方は不適切と指摘せざるを得ない。	2. 方法書において対象事業実施区域の設定に当たり、猿払村の水道水源の集水域を極力除外しました。また、方法書でお示した対象事業実施区域のすべてを改変するものではなく、実際に土地の改変が行われる区域は、対象事業実施区域の一部です。今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置検討、改変面積の最小化等の環境保全措置を講じることで、影響を極力低減する方針です。また、森林管理署等と協議を行い、水道水源に影響を与えない方法で事業計画を策定してまいります。 なお、「輸送路の改変の可能性のある範囲」については、方法書段階で対象事業実施区域を絞り込んだ結果、図示される「輸送路の可能性のある範囲」が長くなったため、その面積が数値上大きくなっています。したがって、改変面積が大きくなったものではありません。

3	3. 風車本体が起す影響 計画段階環境配慮書には、風車が人に与える影響について記述されているが、ローターが起す風、超低周波音、振動等による「動植物への影響」についての調査はまだ不十分だと思われる。ローターが起す風、超低周波音、振動等により、その地域に現在生息している生き物の安定していた生態系が変化する恐れがある。(例、植物の種子や花粉の拡散状況、生息分布)他の地域の植生にも影響が出る可能性がある。 バードストライクやコウモリ類に及ぶ影響では最近バードストライクの対策措置の有効性が疑問視される事例が発生している、これらの検証が無いまま事業を進めることは不適切であり、多くの動物が建設工事や風車稼働後の環境変化、超低周波音、振動等の影響を受け、分布の変化により生態系のバランスが崩れ、特定の昆虫・動物の増加やヒグマ・エゾシカの人里への出没などが発生し地域住民の生活にも影響が広がる恐れがあるが、そのような検証や調査は盛り込まれていない。	3. 工事の実施や施設の稼働に伴う騒音、超低周波音、振動等による環境変化に伴い影響を及ぼす可能性が考えられる動植物に関しては、専門家の助言を踏まえ、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、改変区域について検討いたします。 また、風力発電事業におけるバードストライクについては、自然環境の保全のうえで事業実施上重要な課題と認識しております。今後の現地調査において、専門家の指導・助言を得ながら、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握したうえで、バードストライクのリスクも含め、鳥類への影響を予測及び評価いたします。それらの結果を踏まえ、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。また、この地域でどのぐらいヒグマ・エゾシカが生息しているか、どのぐらいの頻度で出るかを行政等に確認することでまず把握したうえで、専門家の先生方とも相談させていただきながら、対応の要否を含めて検討してまいります。 なお、風力発電機により電気エネルギーに変換される風エネルギーは地域全体の風エネルギーに占める割合としては極めて小さいと考えられ、植物の種子や花粉の拡散状況、生育分布には影響を及ぼさないと考えております。
4	4. ホタテ漁への影響 猿払村の基幹産業である「ホタテ漁」は、年間水揚げ量36,280 トン、672,200 万円(令和 6 年末)の水揚げを誇る。森林は河川を通じて海につながっており、山からの川の流れによって栄養分や有機物が海に供給され、この供給された栄養分が、海洋生態系の豊かさや漁業資源の形成に大きく寄与していることは現在では常識となっており、この山・川・森の循環が風力発電事業による大きく損なわれる恐れがある。風力発電事業の工事、および稼働後の森林減少、土砂流入の増加・河川水量の減少・水温上昇・水質変化等に起因する海洋環境の変化が起きた場合、ホタテの生息環境への影響や漁獲量の減少が想定され、事業計画区域内に該当する猿払村を含む各市町村の漁業・水産加工業・運送業等、多岐にわたる影響が危惧される。	4. 本事業の実施による土砂流出等に伴う濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、河川まで濁水が到達する場合には海洋環境まで影響を及ぼす可能性があります。濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討し、河川への影響を極力低減いたします。また、既存林道の活用や切盛面の緑化等を通して、周辺植生への影響の回避、低減に努めてまいります。

5	5. 発電事業計画の累積的な影響 本事業と隣接する3つの風力発電事業計画だけでも約240基の建設計画があり、3事業の計画区域内の天塩、猿払、声間、猿骨、鬼志別、知来別各水系はイトウ生息河川でありそれらに重大な影響が及ぶ可能性が大きく、風車本体や道路等の建設による環境改変面積は膨大となる。宗谷管内に集中する風力発電の基数は稼働中、163基、建設工事中が79基、環境アセスメントの手続き中が454基(日本自然保護協会2023)にもなりすでに過密状態にあるため、累積の影響は生物・生態系・生物多様性や景観等広範囲に及ぶと予想され、累積的な影響評価も検討されず、計画や建設が進むプロセス自体に問題があると指摘せざるを得ない。 最後に、2003年にふるさと「さるふつ」の新しいスタートを目指して、「イトウ」が猿払村のシンボル(むらの魚)」として選ばれました。 猿払村では2009年、猿払のイトウ保全を推進するため行政、王子製紙などの森林所有者、研究者等関係者、関係団体の参加による「猿払イトウ保全協議会」が設立されました。 http://sarufutsu-icc.gr.jp/ イトウの生息する河川の地域等において、イトウの保護活動をしている10の団体で構成されている「イトウ保護連絡協議会」が保護活動を展開しています。 http://itou-net.sakura.ne.jp/	5. 本事業地の近隣で計画中の風力発電事業との累積的影響につきましては、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
---	--	--

意見書 107

番号	意見の概要	事業者の見解
1	①豊富町は酪農専業地帯であり、巨大風車は山をけずり、土をはぎ、木を切る事により、環境破壊だと思う。もう、これ以上巨大風車を増やしてほしくない。 ②まして、地元には固定資産税しか入らず、町の活性化にはならない。 ③風力で得られる電気は全部都会で使うものになり地元には利益にならず、荒廃した山々が残るだけになる ④巨大風車はもういらない！	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。近隣にお住いの地域住民の方とは、事業に対するご理解を得ながら、より良いかわり方を模索してまいります。

意見書 108

番号	意見の概要	事業者の見解
1	風車建設に反対です。 もう環境をこわすのはやめて下さい。	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく

		改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。
--	--	---

意見書 109

番号	意見の概要	事業者の見解
1	私が住んでいる地区にも風車建設の計画があがっていて反対しています。 すでに風車近くに住んでいる人達はテレビが映らない、ケイタイの電波が悪くなるなど目に見えない風車の影響が出はじめています。 健康への影響も心配です。 風車乱立で動物達の事も心配です。どうにか中止してほしいです。	事業による自然環境、生活環境への影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査・予測・評価を実施し、それらの結果を踏まえ影響を回避又は低減するよう努めてまいります。テレビ電波については今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、また、携帯電話については通信会社と協議を行い、対象事業実施区域及びその周囲におけるテレビの視聴及び携帯電話の利用に影響を与えない方法で事業計画を検討してまいります。

意見書 110

番号	意見の概要	事業者の見解
1	SDGs の考え方が世界中に広まっている目標とされているのに、森林を切りひらいてまで推しすすめる事に疑問が多々あります。 また、つくられる電気の送電線(関東方面へ送るため)技術が現在まだまだ完成されておらず、10 年先にできる予定(おそらくもっと時間がかかるだろうと予想されている)であるのに、予算の関係で…という人間側の視点のみで計画を進め、風車がどんどんできるが、電気があまっている現状は単なる自然破壊ではないのでしょうか？ 宗谷地方、日本の限りある大自然地帯を守っていくためには、目先のことにとらわれず今一度考え直していくべき課題ではないのでしょうか？ これまで同様の暮らし、人間目線のみでの身勝手な行いを改めていかなければ、地球全体、人の未来があやういだけではないのでしょうか？ 大自然、動植物との共存なくして、保全なくして、私たちの生活が成り立っていけない事は明白です。 大切な事をどうか自己や会社の保身、これまでの慣習にとらわれず、あらたな視点で切りひらいていただきたいです。 風力発電事業に強く反対いたします！！	方法書第2章にお示したとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。 本事業の動植物・植生・生態系への影響については、今後、適切に調査、予測及び評価し、専門家等からの助言を踏まえうえて、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。また、予測の結果、影響が生じる可能性があると予測された場合には、調査結果等をもとに専門家等からの助言を踏まえながら具体的な環境保全措置を検討したうえで、必要に応じて事後調査の実施を検討します。 また、発電した電気は、基本的には北海道電力ネットワークの系統に流し、そこから一般家庭や事業所へ流されるためほとんどが道内で消費される予定です。都会のような電力消費地に電気を運ぶ、というのではなく、北海道電力ネットワークの送電網全体の安定化を向上にも寄与いたします。

意見書 111

番号	意見の概要	事業者の見解
1	住民の意見を事前に(案が出たかなり前に)賛否を問わないのはおかしい 風力発電が人体生物環境に悪影響がないとは何も保障されていない あまりに多すぎる建設に断固反対する ふるさとの自然を守る気持ちが町長にはないのですか 行政にふるさとの山野美しい自然を守る気がないのですか 今後ずーと風力発電がふるさとに残り続ける 自然があまりにも軽視されている。 今だけを考えてはだめだ 経済成長が成長が最善ではない 立ち止まる勇気をもつべきだ	方法書第2章にお示ししたとおり、環境省が再生可能エネルギーの増加はCO₂削減に寄与していると結論付けており、弊社としても再生可能エネルギーである風力発電を建設することで地球温暖化の抑制に寄与でき、加えて日本のエネルギー自給率の向上にもつながるものと考えていることから、引き続き次世代に地球環境を残すためにも再生可能エネルギーの拡大に寄与してまいります。しかし、この意義を達成するために現地環境を著しく改変してはならないとも考えております。環境影響評価手続きを通じて、その影響の回避又は低減を目指すことに加えて現地環境の一部改善ができる方法を模索してまいります。なお、本事業の実施は確定しているものではございません。法令に定める方法及びそれ以外の方法での説明会実施並びに意見収集の場を設けさせていただいております。今後も、意見収集及び意見交換の場をいただきながら事業計画の熟度を高めて参りたいと思います。

意見書 112

番号	意見の概要	事業者の見解
1	今回、評価方法書を拝読し、とても網羅的な内容だと思いました。 しかし、今回の案件も含め、一連の風力発電事業の環境影響評価に関し、「長期的影響」と「相互関係的影響」に2つが不足しているように感じています。 「長期的影響」では、野生動物(ヒグマ、エゾジカ、渡り鳥など)や低周波の人体への影響の変化は、少しずつつじわじわと起こるため、1・2年の評価では十分に捉えきれないと思います。 「相互関係的影響」では、環境への影響は、当案件地域で完結するものではなく隣接する風力発電エリアと相互に関係しています。例えば、一ヶ所であればヒグマは隣りに逃れますが、隣接して発電エリアがあれば逃場がなく、人里に降りてくることや、景観では一部であれば気にならなくとも、一面に風車が立っていると圧迫感等を感じ、景観が悪化したと感ずることなどです。 私の意見としてはここ2・3年で設置された風車の影響をモニタリングし、その結果と当案件のエリアとの相互関係の影響を評価方法に加えるべきと思いました。 よろしくお願いいたします。	今後、環境影響評価の手続きが進み、予測の不確実性が生じるなど事後調査の必要性が生じた場合、調査期間も含め事後調査の内容を検討し、準備書にその実施内容を記載いたします。 本事業地の近隣で計画中の風力発電事業との累積的影響につきましては、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響予測が必要であると判断した場合は適切に調査、予測及び評価を実施いたします。

○日刊新聞による公告

稚内プレス（令和6年12月10日（火））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 竹内一弘

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

二、対象事業の名称（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力 最大二十七万キロワット

三、対象事業実施区域 北海道天塩郡豊満町、稚内市、宗谷郡猿払村

四、関係地域の範囲 北海道天塩郡豊満町、稚内市、宗谷郡猿払村

五、縦覧の場所 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 豊満町・豊満町役場、豊満町定住支援センターふらっときた 稚内市・稚内市庁舎（3階エネルギー対策課）、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、稚内市立図書館、猿払村・猿払村役場（いずれも開庁・開館時のみ）

縦覧期間 令和六年十二月十日（火）から令和七年一月十七日（金）まで

電子縦覧 <https://www.eneos-re.com/news/2024souya-kyuryo-minami-houhousho.php>

期間 令和六年十二月十日（火）から令和七年一月十七日（金）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお待ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、令和七年一月三十一日（金）までに「八問い合わせ先」へ郵送下さい（当日消印有効）

七、住民説明会の開催日時・場所 ①令和六年十二月十八日（水）十八時から二十時 豊満町定住支援センターふらっときた 多目的ホール（豊満町東一条六丁目） ②令和六年十二月十九日（木）十八時から二十時 猿払村役場交流センター（猿払村鬼志別西町一七三番地） ③令和六年十二月二十日（金）十八時から二十時 稚内市生涯学習総合支援センター風いっわかない 大研修室一（稚内市富岡二丁目二番二号）

八、問い合わせ先 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第一本部 開発第二部 第二チーム宛 〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 電話 03-6455-4900

日刊宗谷（令和6年12月10日（火））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 竹内一弘

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

二、対象事業の名称（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力 最大二十七万キロワット

三、対象事業実施区域 北海道天塩郡豊満町、稚内市、宗谷郡猿払村

四、関係地域の範囲 北海道天塩郡豊満町、稚内市、宗谷郡猿払村

五、縦覧の場所 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 豊満町・豊満町役場、豊満町定住支援センターふらっときた 稚内市・稚内市庁舎（3階エネルギー対策課）、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、稚内市立図書館、猿払村・猿払村役場（いずれも開庁・開館時のみ）

縦覧期間 令和六年十二月十日（火）から令和七年一月十七日（金）まで

電子縦覧 <https://www.eneos-re.com/news/2024souya-kyuryo-minami-houhousho.php>

期間 令和六年十二月十日（火）から令和七年一月十七日（金）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお待ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、令和七年一月三十一日（金）までに「八問い合わせ先」へ郵送下さい（当日消印有効）

七、住民説明会の開催日時・場所 ①令和六年十二月十八日（水）十八時から二十時 豊満町定住支援センターふらっときた 多目的ホール（豊満町東一条六丁目） ②令和六年十二月十九日（木）十八時から二十時 猿払村役場交流センター（猿払村鬼志別西町一七三番地） ③令和六年十二月二十日（金）十八時から二十時 稚内市生涯学習総合支援センター風いっわかない 大研修室一（稚内市富岡二丁目二番二号）

八、問い合わせ先 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第一本部 開発第二部 第二チーム宛 〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 電話 03-6455-4900

北海道新聞 旭川北見版（令和6年12月10日（火））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 竹内一弘

事業者の所在地 東京都港区六本木六丁目二番三十一号

二、対象事業の名称（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力 最大二十七万キロワット

三、対象事業実施区域 北海道天塩郡豊満町、稚内市、宗谷郡猿払村

四、関係地域の範囲 北海道天塩郡豊満町、稚内市、宗谷郡猿払村

五、縦覧の場所 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 豊満町・豊満町役場、豊満町定住支援センターふらっときた 稚内市・稚内市庁舎（3階エネルギー対策課）、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、稚内市立図書館、猿払村・猿払村役場（いずれも開庁・開館時のみ）

縦覧期間 令和六年十二月十日（火）から令和七年一月十七日（金）まで

電子縦覧 <https://www.eneos-re.com/news/2024souya-kyuryo-minami-houhousho.php>

期間 令和六年十二月十日（火）から令和七年一月十七日（金）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお待ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、令和七年一月三十一日（金）までに「八問い合わせ先」へ郵送下さい（当日消印有効）

七、住民説明会の開催日時・場所 ①令和六年十二月十八日（水）十八時から二十時 豊満町定住支援センターふらっときた 多目的ホール（豊満町東一条六丁目） ②令和六年十二月十九日（木）十八時から二十時 猿払村役場交流センター（猿払村鬼志別西町一七三番地） ③令和六年十二月二十日（金）十八時から二十時 稚内市生涯学習総合支援センター風いっわかない 大研修室一（稚内市富岡二丁目二番二号）

八、問い合わせ先 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 事業開発第一本部 開発第二部 第二チーム宛 〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 電話 03-6455-4900

○インターネットによる公告

北海道ホームページ 令和6年12月16日時点

[HOME](#) > [採用・求職](#) > [求人募集ページ](#)

[北海道](#) [カテゴリーから探す](#) [地域から探す](#) [防災情報](#)

Google 検索

法97（仮称）宗谷丘陵南風力発電事業

ペーシング 建設の概要 > 設備概要 > 方法書 >

事業の概要

事業者

(株)OJエニュー・アール・エナジー株式会社

事業の種類

風力発電所

事業の規模

概大270,000kW

事業実施区域

旭川市、稚内市、豊後町

関係市町村

旭川市、稚内市、豊後町

配産書

縦覧

公表日
令和元年(2019年)3月13日

配布期間
令和元年(2019年)3月13日～令和元年(2019年)11月14日

一般意見提出期間
令和元年(2019年)10月16日

配布場所

- 旭川市内庁舎（3階エスエルピーホール棟）
- 旭川市内公民館
- 旭川市内自治会
- 旭川市内図書館
- 稚内市民会館
- 豊後町庁舎
- 農業県定住支援センター・ふらっときた
- 北海道市町村合併協議会健康増進推進会議

インターネットによる公表
[事業計画ウェブサイト](#)

説明会

知事意見

令和元（2019年）1月24日
[知事意見はこちら（PDF：119KB）](#)

方法書

縦覧

公表日
令和元(2019年)12月10日

配布期間
令和元(2019年)12月10日～令和二年(2020年)3月17日

一般意見提出期間
令和二年(2020年)3月31日

配布場所

- 農業県庁舎
- 農業県定住支援センター・ふらっときた
- 旭川市内庁舎（3階エスエルピーホール棟）
- 旭川市内自治会
- 旭川市内図書館
- 稚内市民会館
- 北海道市町村合併協議会健康増進推進会議

インターネットによる公表
[事業計画ウェブサイト](#)

説明会

会場	日時
農業県定住支援センター・ふらっときた 多目的ホール	令和元(2019)年(日) 18時～20時
稚内市民会館 交流センター	令和元(2019)年(日) 18時～20時
旭川市内庁舎健康増進センター第一フロアロビー	令和元(2019)年(日) 18時～20時

知事意見

カテゴリ

[お知らせ](#) > [環境影響評価書](#) >

環境保全局環境政策課のカテゴリ

[環境影響評価書](#) >

このページに関するお問い合わせ

環境保全局環境政策課 環境影響評価係
〒060-0588 札幌市中央区北3条西5丁目
TEL 011-204-5981
FAX 011-224-1301
[Eメール お問い合わせ](#)

資料更新日：2024年12月10日（水曜日）

PDFファイルにしたいために、Adobe Readerのダウンロード（無料）が必要となります。お手持ちの情報は、お持ちの機器とブラウザに合わせてダウンロードインストールしてください。
[Adobe Readerをダウンロード](#)

印刷用 | [印刷版](#) | [内容の表示](#) | サイトマップ | 北海道のオープンデータの活用

〒060-0588 札幌市中央区北3条西5丁目 電話番号 011-231-4111（総合窓口）
一般財団法人環境省 〒060-0509 札幌市中央区北3条西5丁目 TEL 011-231-4111（総合窓口）
法人番号：70000-000010006



わかな市
Wakkanai City

文字の大きさ 拡大 縮小 元に戻す 色別 黄 黒 標準 音声読み上げ language 携帯サイト
[サイト内検索](#) [サイトマップ](#) [組織案内](#) [サイトの使い方](#) [お問い合わせ](#)

[くらし・手続き情報](#) |
 [福祉・健康・子育て](#) |
 [教育・文化・スポーツ](#) |
 [経済・産業・建設](#) |
 [市政情報](#)

現在のページ > 地方自治府、環境都市づくりなど > 環境保全・エネルギー部 > (仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧に関するお知らせ
 印刷する

● 環境保全・エネルギー部

- (仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧に関するお知らせ
- 令和5年度北風の働き方 ねばり大賞 優秀賞の実質について
- 環境月間について 一人ひとりができることに取組もう
- 種内市環境審議会について
- 『種内市環境審議会』委員の公募について
- 種内市一般廃棄物処理基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
- 種内市廃棄物資源循環推進委員会について
- 第2次種内市環境基本計画
- 種内市廃棄物資源循環推進委員会設置
- 「エネルギー」のはなし(子ども向けバージョン)
- 資源物集団回収奨励金制度
- 種内環境づくり会議

(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧に関するお知らせ

北海道種内市、宗谷郡釧路村、天塩郡豊島町において、E N E O S リニューアル、エナジー株式会社が計画している(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。

- 対象事業の内容
 - 対象事業の名称：(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業
 - 対象事業により設置される発電所の種類：風力（陸上）
 - 対象事業実施区域：北海道種内市、宗谷郡釧路村、天塩郡豊島町
- 縦覧場所
 - 北海道宗谷総合振興局環境生活課
 - 種内市：種内市庁舎（3階エネルギー対策課）、種内市宗谷支所、種内市沼川支所、種内市立図書館
 - 釧路村：釧路村役場
 - 豊島町：豊島町役場、豊島町定住支援センター ふらっときた（いずれも開庁・開館時のみ）
 - 電子縦覧 https://www.eneco-re.com/news/2024souya-kyuryo-minami_houhousho.php
- 縦覧期間

令和6年12月10日(火)～令和7年1月17日(金)
- 縦覧記名用紙の記入

本環境影響評価方法書をご覧になられた方は、縦覧記名用紙にご記入の上、意見書箱にご投函ください。
- 意見書の受付

本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に届いた付けの意見書箱へご投函いただくか、意見書の郵送先宛てへ郵送ください。
※意見書は、縦覧場所に備えてあります。
- 意見書の提出期限 令和7年1月31日(金) ※郵送の場合は、当日消印有効
- 意見書の郵送先：

〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
E N E O S リニューアル、エナジー株式会社
事業開発第1本部 開発第2部 第2チーム
電話 03-6455-4900
- 住民説明会の開催日時・場所
 - 令和6年12月18日(水) 18時から20時 豊島町定住支援センターふらっときた
 - 令和6年12月19日(木) 18時から20時 釧路村役場交流センター
 - 令和6年12月20日(金) 18時から20時 種内市生涯学習協賛センター風ーるわかんない

お問い合わせ先

企画総務部エネルギー対策課
 種内市中央3丁目13番15号
 環境政策グループ 0162-23-6386 地球温暖化対策グループ 0162-23-6860
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

[→個人情報の取り扱いについて](#)
 [→防災訓練・寄付とリンク](#)
 [→アクセシビリティの資料について](#)

[◎ ページの表示を調べる](#)



種内市役所

〒097-8668 北海道種内市中沢3丁目13番15号 電話 0162-23-6161
 郡に属無特等（一部施設を除く）(昼9:45分～17:30分)

[各課直通電話番号](#) [庁舎案内](#)

Copyright © Wakkanai City All Rights Reserved.

猿払村ホームページ 令和 6 年 12 月 10 日時点



豊富町ホームページ 令和6年12月10日時点

北海道豊富町

HOOKAIDO TOYOTOMI TOWN

「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ

北海道的内市、宗谷郡横山村、天塩郡豊富町において、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社が計画している(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を収集します。

●対象事業の内容

対象事業の名称：(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業
対象事業により設置される発電所の種類：風力（陸上）
対象事業実施区域：北海道稚内市、宗谷郡横山村、天塩郡豊富町

●縦覧場所

豊富町：豊富町役場、豊富町定住支援センター ふらっときた
(いずれも開庁・開館時のみ)

電子縦覧（外部サイト）

●縦覧期間

令和6年12月10日(火曜日)～令和7年1月17日（金曜日）

●閲覧記名用紙の記入

本環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが閲覧記名用紙にご記入の上、意見書箱にご投函ください。

●意見書の受付

本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函いただくか、意見書の郵送先宛てへ郵送ください。
※意見書は、縦覧場所に傳えています。

●意見書の提出期限

令和7年1月31日（金曜日）※郵送の場合は、当日消印有効
意見書の郵送先：
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
事業開発第1本部 開発第2部 第2チーム
電話 03-6455-4900

●住民説明会の開催日時・場所

令和6年12月18日（水曜日）18時から20時 豊富町定住支援センターふらっときた

●連絡先

部署：ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社
担当：事業開発第1本部開発第2部第2チーム
住所：〒106-0032東京都港区六本木六丁目二番三十一号
電話番号：03-6455-4900

お問い合わせ・担当窓口

商工観光課 鉱山保安係

ファクシミリ：0162-82-2806
メール：syoukoukankouka【速読メール対策のため、アドレスの一部 (@town.toyotomi.hokkaido.jp) を省略しております】

情報発信元：商工観光課 鉱山保安係
ファクシミリ：0162-82-2806 メール：syoukoukankouka【速読メール対策のため、アドレスの一部 (@town.toyotomi.hokkaido.jp) を省略しております】

最終更新日：2024年12月10日

商工観光課／鉱山保安係

「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ | 豊富町カス事業経営戦略 | 北海道カス株式会社様との連携協定の締結 | 豊富町風力発電施設設置に係るガイドラインの制定について | 一村一炭素おとし事業計画について | 天然ガスコージェネレーションシステムが完成 |

ホーム | 各課の窓口 | 商工観光課 | 鉱山保安係 | 「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ

縦覧期について

事務局のかたへ

各課の窓口

町長のかたへ

ようこそ豊富町へ

アクセスマップ

豊富町役場 〒098-4110 北海道天塩郡豊富町大通6丁目 電話番号：0162-82-1001 ファクシミリ：0162-82-2806

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社 ホームページ 令和6年12月10日時点

[illegible]

○意見書用紙

(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注 1 : 本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2 : この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A 4 サイズ) の用紙をお使い下さい。